

# 第一 創立關係

# 第一章 創立者井上円了

## 第一節 小 伝

### 一 履歴書・讀書録（明治八年）

履歴書

○自慶応二丙寅年至明治二己巳年

漢籍

讀書

合刻四書

孝經學記大学中庸ノ四卷ヲ合刻ス

山子点

論語正文

孟子正文

周易正文

毛詩正文

尚書正文

井上円了

礼記正文

文選正文

明治一ノ春ヨリ二年ノ春マテ石黒先生ヨリ受業

○自明治二己巳年至同五壬申歲暮

此四ヶ年ノ間業ヲ木邨先生ヨリ受ク

讀書 國史 漢書

三体詩

唐詩選

古文真宝 前書

古文真宝 後書

小学

日本外史

聞講 漢籍

論語

孟子

春秋左子伝(氏)

古文孝經

五卷

十二卷

三卷

三卷

一卷

二卷

二卷

二十三卷

四卷

四冊

十五冊

一帙





弁妄和解

安井息軒先生著  
○七月

一冊

性理略論解

米入「マツチン」 藤巻良著  
新舊日耳士訳

上下二冊

英氏経済論

小幡篤次郎訳  
○九月前後

三冊

洋書受業之部

万国史

米坂「ワレレン」  
○二月一日ヨリ

経済書

英坂「チャンプル」氏  
○四月二十九日ヨリ

大経済書

米入「ウエランド」氏  
○六月中旬ヨリ

日耳曼史

「マルカム」氏  
○七月下旬ヨリ

究理書

「ウエルス」氏  
○十一月九日ヨリ

洋書独見之部

羅馬史

「スウェル」氏  
○八月

算学

自明治七年五月同八年月末マテ長岡校ニ於テ教授ヲ終シ分

平算

○數位 ○加減乗除 ○至大等数 ○至小倍数

分数

約分 ○混分 ○仮分 ○通分 ○加減乗除 ○四術応用

比例

正比例 ○転比例 ○分数比例 ○合率比例 ○差分比例  
○比例雑題

少数

奇零少数 ○改作法 ○循環少数 ○加減乗除

諸算

利息 ○損益 ○平均 ○平方 ○立方 ○級数 ○方級数

代数学

代数定則 ○同加減乗除 ○単比較 ○同応用 ○反比較 ○乗方  
○開方 ○混数化法 ○同加減乗除 ○同応用 ○平方比較 ○平方  
○同応用

以上八年中受教ノ分

長岡高等学校記念資料室所蔵

二 履歴書・読書録（明治一八年六月）

履歴

新潟県越後国

第十六大区六小区

三島郡浦村五百九十八番地

井上円了

明治十年十月

十八年六月

右之者明治元年三月ヨリ同二年四月迄同県下片貝村医士石黒忠徳（感）ニ從テ支那学ノ素読ヲ正シ洋算ノ階梯ヲ授カル同二年八月ヨリ五年十二月迄同県下長岡旧藩木村鈍翁ニ就テ支那学ノ意義ヲ問フ七年五月ヨリ九年七月迄新潟学校第一分校ニ於テ英学并洋算ヲ脩ム九年八月ヨリ十一月迄長岡洋学校工数学授業ニ雇ハレ九年十二月ヨリ十年六月迄長岡中学工支那学授業ニ雇ハレ在勤仕候

新潟分校ニ於テハ英学ヲ藤井三郎（武） 小島銃三郎（越） 諸先生ニ受ケ洋算ヲ奥村金一郎（越） 高橋貫一（越） 両先生ニ学ブ

長岡校エ転シテハ英書ヲ中野悌四郎（越） 師（後）ニ問ヒ漢学ヲ

田中春回師ニ謀ル

履歴書

自明治元年  
至四年末



コロネル氏 小地理書

グートリッチ氏 小半

同氏 前篇

マルカム氏 後半

氏 英国史 前篇

スチュデント氏 羅馬史

ウヰランド氏 小半々

数学

尋常算 大脩身論

加減乗除 分数 小数 諸等 比例 利息算 混和術

開方 求積術 連数

代数学

加減乗除 単比較 反比較 重比較 乗方 開方 混

数化法 平方比較 比例 交換 連数 仮数 不定算

幾何学

直線平角論 比例式 平圏論 造成法 多角形測定

体積測定 代数学

三角術

平三角術 弧三角術 天学弧三角 地角弧三角 測量

井上円了手稿本『屈嬖詩集』

東洋大学附属図書館所蔵

三 学位(文学士)取得

〔明治一八年一〇月三二日〕

○客月三十一日東京大学ニテ本年七月同校卒業ノ諸学生ニ学位授与ノ式ヲ行ハレシ際印度哲学取調掛井上円了ハ文学士ノ位ヲ受ケ左ノ証状ヲ授ケラル

井上円了哲学科ヲ修メ定期ヲ歴テ其業ヲ卒ヘ考試咸完シ乃予カ掌ル所ノ權ニ抛リ授クルニ文学士ノ位ヲ以テス爾後優待令名ノ此位ニ属セル者ハ永ク汝ノ享有ニ帰セン因テ東京大学ノ印ヲ鈴シ予ノ名ヲ署シテ以テ之ヲ証ス

明治十八年十月三十一日

東京大学総理従四位勲三等 加藤弘之印

東京大学総理加藤弘之ノ申稟ヲ領シ証スルニ予ノ名ヲ以テス

ヲ以テス

文部卿従三位勲一等伯爵 大木喬任印

『本山報告』第五号(明治一八年一月二五日)

四 学位(文学博士)授与告示

〔明治二九年六月九日〕

○学事

○学位授与 文部大臣ハ明治二十年勅令第十三号学位令第三条ニ依リ左記ノ者ニ文学博士ノ学位ヲ授与セリ其学位記ハ次ノ如シ(文部省)

新瀧眞平良

井上円了

明治二十年勅令第十三号学位令第三条ニ依リ茲ニ文学博士ノ学位ヲ授ク

『官報』第三八八二号(明治一九年六月九日)

五 東京大学卒業後略歴(明治四五年四月)

東京大学卒業後略歴

明治十八年七月十日東京大学文学部を卒業し同年十月三十一日文部省より文学士の学位を授けられ卒業後直ちに印度学研究を命ぜられ専ら其研究に従事せしも十九年春より病氣にかゝり療養年余に及びしを以て之を辞したり二十年九月哲学館を設立し二十一年五月より二十二年六月まで欧米各州を歴遊して東洋学流行の実況を視察したり二十九年六月八日文部大臣より文学博士の学位を授けられ三十年十月十八日京北中学校を設立し其認可を得たり三十三年四月二日文部省より修身教科書調査を囑託

せられ三十四年十月二十五日内閣より高等教育会議々員仰付られたり三十五年十一月より三十六年八月まで印度及欧米各州を一周して学校以外の教育を視察し其結果として三十七年二月十一日修身教会の旨趣を發表したり三十八年一月十二日再び高等教育会議々員を仰付られ同年三月十四日京北幼稚園を設立し三十九年一月哲学館大学及京北中学校を自ら退隠し其両校を財団法人となし之と同時に哲学館大学を東洋大学と改称したり之に続きて京北幼稚園も中学に合して法人となし園長の任を他人に譲与したり是より後は日本全国周遊の途に上り修身教会の旨趣なる 御詔勅の聖旨を普及開達することに奔走し十四年四月初より四十五年一月末まで濠洲南阿歐洲南米諸州を一巡して各地の風教を視察したり以上明治十八年七月より四十五年一月までの略歴なり

「明治十八年以後の略歴及備忘録」(『南船北馬集』)

第六編、明治四五年四月二五日)

六 自述来歴(大正元年九月)

余は元来人以有<sub>レ</sub>伝為<sub>レ</sub>伝、我以<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>伝為<sub>レ</sub>伝の主義を唱へ、何人より尋問ありても、自伝を答へたることはなかつた、然し此に例外として来歴の一端を述

べたいと思ふ、是れ余の信仰の告白に必需の条件なる故である、

余は安政の末年、越後国長岡近在なる浦と名くる地に生れしを以て、雅号を浦水と定めたり、父は真宗門下大谷派の寺院に住職たりしを以て余の春秋十歳までは宗門の教育を受けたりしが、会々戊辰の戦乱となり、王政維新となり、時勢一変したりし結果、余の教育の方針も一変し、仏典を抛ちて儒林に遊ぶに至り、石黒忠徳氏(原)(男爵)の家塾にあること約二年、木村鈍叟氏(旧長岡藩儒者)の講義を聴くこと約四年、其間漢学を専修したりき、明治六年より英学に転じ、同じく七年より十年まで長岡洋学校にありて教授を受け、併せて教鞭を執りたり、余が長岡にある間、父は余をして将来住職を継がしめんと欲し、余に謀るに得度式を本山に請願せんことを以てせり、余の意之を好まざるを見て、窃かに願書を呈出して許を得、後に余に其由を告げ、所謂事後承諾を帯められたり、故に余の僧籍に入りたるは自ら意識せざりし所なり、斯くして明治十年大谷派本山に於て末寺出身中英学を修めたるものを京都教師校内英学部召集することになり、余にも至急上洛せよとの命を伝へ来れり、是に於て同年夏、即時に旅装を整へて京都に上りたり、在洛半年に満たずして本山より東京留学を命ぜられ、翌

年即ち十一年春東上し、其秋東京大学予備門に入学したり、明治十八年大学文学部を卒業せしに当り、本山より京都に上り教校に奉職すべしと命ぜられたれども、余は意見を具伸して固辞したりき、其内容は他にあらず、只仏教の頽勢を挽回するには僧門を出で、俗人となり、世間に立ちて活動せざるべからざる理由と東京に止まり独力にて学校を開設せん志望とを開陳し、自説を固執して山命に応ぜざりしのみ、再三再四問答往復の結果、漸く本山の承諾を得るに至りたり、是に於て最初無意識に受けたりし得度は、自然に本山へ委託返上したる姿になり、身は全く俗物と化し去れり、然れども余の宗教的信仰は依然として真宗を奉じ、終始を一貫して替ることなし、如何に公平に諸宗教諸宗派を審判して見ても、信仰の一段に至りては、真宗の外に未だ余が意に適するものを発見せず、是れ十歳以前家庭に於て受けたる教育の仏縁が、内より自発せしによるならん歟、嗚呼快哉南無阿弥陀仏。

井上円了著『活仏教』附録「第一篇 信仰告白に關して

来歴の一端を述ぶ」二四三—二四六頁

(丙午出版社、大正元年九月五日)

七 博士略歴（大正八年七月）

博士の略歴

安政五年二月四日越後国三島郡来迎寺村大字浦、慈光寺に生る、父を井上円悟といひ母を大溪いくといふ。慶応三年（十歳）より明治二年迄三島郡片貝村池津石黒忠徳氏（今の男爵石黒忠直氏）の塾に学ぶ。明治二年より長岡藩の儒官木村鈍叟氏に就て漢籍を学び、七年より長岡洋学校に入り英語を修め傍ら授業を助く。十年（二十歳）夏本山の命により京都教師教校に入学、秋本願寺の留学生として上京、十二年秋東京大学予備門に入学す。十八年七月十日東京大学文学部を卒業し同年十月三十一日文部省より文学士の学位を授けらる。卒業後直ちに印度学研究を命ぜられ専ら其研究に従事せしも十九年春より病氣にかゝり療養年余に及びしを以て之を辞す。十九年十一月吉田敬子女史と結婚、同年十二月十八日『哲学会雑誌』発行の議ありその委員となる。二十年（三十歳）一月哲学書院を開く、同年五月『哲学会雑誌』第一冊一号を同院より発行す、同年九月哲学館を設立し翌二十一年五月より二十二年六月まで欧米各国を歴遊して東洋学の状態を視察す。二十四年民間の迷信排除の目的にて妖

怪研究会を設置す。二十九年六月八日文部大臣より文学博士の学位を授けらる。三十年十月十八日京北中学校を設立し其認可を得。三十三年四月二日文部省より修身教科書調査を囑託せられ、三十四年十月二十五日内閣より高等教育会議々員を仰付けらる。三十五年十一月より三十六年八月まで印度及欧米諸国を一周して学校以外に於ける教育の状況を視察し其結果として三十七年二月十二日修身教会の旨趣を発表す。三十八年一月十二日再び高等教育会議々員を仰付けらる。同年三月十四日京北幼稚園を設立し三十九年一月哲学館大学及京北中学校を自ら退隠し其両校を財団法人となし之と同時に哲学館を東洋大学と改称す。之に続きて京北幼稚園も中学に合して法入となし園長の任を他人に譲与せり。是より後は日本全国周遊の途に上り修身教会の旨趣なる御詔勅の聖旨を普及開達することに奔走し旁ら東京府下和田山哲学堂を拡張して将来精神修養の公園にせんとする経営に着手せり（『哲学堂由来記』近事片々欄に採録）。四十四年四月初より四十五年一月末まで濠洲南阿歐洲南米北米諸洲諸島を一周して各地の風教を視察す。大正元年八月修身教会を国民道德普及会と改名し爾來其旨趣を普及する為に日本全国並に隣邦を巡回講演す。八年五月以来支那滿洲方面を旅行中大連なる西本願寺附属幼稚園にて講演中突

然脳溢血を起し六日午前二時四十分逝去、享年六十二歳。

〔故井上博士の略歴及著書〕(『哲学会雑誌』第三八九号、大正八年七月一日)

八 戸籍謄本摘録〔大正八年六月二五日〕

地籍本 東京市本郷区駒込富士前町五拾参番地 大正八年六月六日午前四時四拾分関東大連市播摩町幼稚園ニ於テ死亡同居者井上玄一届出同月拾八日受付〔以下余白〕 明治貳拾年貳月四日東京市本郷区丸山新町士族吉田淳一郎二女入籍〔以下余白〕 明治四拾年七月貳拾参日夫円了分家ニ付従ヒ入籍〔以下余白〕		主戸前 〔空欄〕	
妻		主 戸	
出生 文久貳年参月拾四日	家族トノ統柄 〔空欄〕	出生 安政五年貳月四日	族称 平民
敬	母 亡 芳	父 亡 井上円悟 母 イク	前戸主トノ統柄 〔空欄〕
	父 亡 吉田淳一郎	爲主トナル原因及ヒ年月日 新潟県三島郡来迎寺村大字浦六十七番戸主平民井上円成兄分家ニ因リ明治四拾年七月貳拾参日戸主ト爲ル同日届出同日受付	長男
	二女		

第二節 事 績

九 護國愛理——『仏教活論序論』抄録

(明治二〇年二月)

人誰レカ生レテ国家ヲ思ハサルモノアラシヤ人誰レカ学  
ンテ真理ヲ愛セサルモノアラシヤ余ヤ鄙賤ニ生レ草莽ニ  
長シ加フルニ菲才浅学ナルモ亦敢テ護國愛理ノ一端ヲ有  
セサルモノニアラス朝雨暮風ニ接スル毎ニ未タ曾テ護國  
ノ情ヲ動カサ、ルハナク春花秋月ニ遇フ毎ニ未タ曾テ愛  
理ノ念ヲ発セサルハナシ此情此念相結ンテ余カ一片ノ丹  
心トナル余能ク此心ヲ養ヒ此心亦能ク余ヲ護ス家貧フシ  
テ敝衣凍寒ヲ防クニ足ラスト雖モ幸ニ此心ノ存スルアリ  
テ滿身為メニ煖ヲ加ヘ菲食飢渴ヲ支フルニ足ラスト雖モ  
又幸ニ此心ノ盈ツルアリテ全身為メニ肥ユルヲ覺フ嗚呼  
我ヲシテ生存セシムルモノハ此心ナリ我ヲシテ活動セシ  
ムルモノハ此心ナリ我ヲシテ笑ヒ我ヲシテ語り我ヲシテ  
泣カシムルモノハ此心ナリ此心アリテ我カ身体アリ此心  
アリテ我カ生命アリ我レ豈此心ヲ守ラサルヲ得シヤ我レ  
豈此心ノ為メニ尽クサ、ルヲエンヤ

抑真理ヲ愛スルハ学者ノ務ムル所ニシテ国家ヲ護スルハ  
国民ノ任スル所ナリ国民ニシテ国家ヲ護セサルモノハ国  
家ノ罪人ナリ学者ニシテ真理ヲ愛セサルモノハ真理ノ罪  
人ナリ国家学ナキトキハ其進歩ヲ見ル能ハス学者国ナキ  
トキハ其生存ヲ保ツ能ハス学者ニシテ国家ヲ護スルコト  
ヲ知ラス国民ニシテ真理ヲ愛スルコトヲ知ラサルモノモ  
是レ亦罪人ナリ退テ真理ノ罪人トナリ進テ国家ノ罪人ト  
ナル是レ豈人ノ目的トスル所ナランヤ故ニ人苟モ罪人タ  
ラサラント欲セハ一臂ヲ奮フテ国家ノ為メニ其力ヲ尽ク  
シ一志ヲ立テ、真理ノ為メニ其心ヲ竭クシ一毛ノ国家ヲ  
利スルアルモ必ス之ヲ求メ一髮ノ真理ヲ妨クルアルモ必  
ス之ヲ除カサルヘカラス此ノ如キ人ニシテ始メテ真正ノ  
護國者ニシテ純全ノ愛理者ト謂フヘキナリ  
今若シ護國愛理ノ二大事ニツイテ其輕重ヲ較スルトキハ  
其間必スシモ差等ナキニアラス護國ノ重クシテ愛理ノ輕  
キコトアリ愛理ノ重クシテ護國ノ輕キコトアリ今夫レ真  
理ハ万世ニ亘リテ變スルコトナク宇宙ヲ極メテ尽クルコ  
トナク国家廢頽シ人類滅亡スルモ其理依然トシテ存シ日  
月星辰ノ高キ山嶽河海ノ大ナル鳥獸草木ノ多キ皆其中ニ  
同躰ノ真理ヲ胚胎スルアリテ一点ノ雲モ一毛ノ塵モ一ト  
シテ真理ヲ具セサルハナシ是ニ由テ之ヲ較スルニ国家ハ  
真理界中ノ一小部分ヲ占有スルモノニ過キス恰モ大海ノ

僻隅ニ一粒ノ孤島ヲ現スルカ如シ果シテ然ラハ愛理ハ其任重ク護国ハ其責輕シト云ハサルヘカラス然レトモ国家若シ成立セス人類若シ現存セサレハ真理独リ存スルモ誰レカ能ク之ヲ知リ又能ク之ヲ講センヤ蓋シ之ヲ講スルハ智者学者ヲ待タサルヘカラス智者学者ヲ生スルハ国家ノ独立生存ヲ要スルナリ故ニ学者苟モ真理ノ講スヘキヲ知ラハ必ス先ツ国家ノ独立ニ向フテ祈ラサルヘカラス是ヲ以テ護国ノ任ハ愛理ノ責ニ一步モ其輕重ヲ讓ラサルヲ知リ併セテ学者ノ務ル所護国愛理ノ二大事ヲ兼行スルニアルヲ知ルヘシ

是ニ由テ之ヲ觀レハ護国愛理ハ一ニシテ二ナラス真理ヲ愛スルノ情ヲ離レテ別ニ護国ノ念アルニアラス国家ヲ護スルノ念ヲ離レテ別ニ愛理ノ情アルニアラス其向フ所異なるニ従フテ其名称同シカラサルモ歸スル所ノ本心ニ至テハ一ナリ此心以テ国家ニ対スレハ護国ノ丹誠トナリ此心以テ真理ニ対スレハ愛理ノ精神トナル故ニ余將ニ言ハントス国家ヲ護スルノ心ハ即チ真理ヲ愛スルノ心ナリ真理ヲ愛スルノ心ハ即チ国家ヲ護スルノ心ナリト二者ノ偏廢スヘカラサル所以推シテ知ルヘシ

井上円了著『仏教活論序論』一一五頁

(哲学書院、明治二〇年二月)

## 一〇 哲学会規則 (明治二〇年二月)

### 哲学会規則

#### 第一章 会名

第一条 本会ヲ名ケテ哲学会トス

#### 第二章 目的

第二条 本会ノ目的ハ哲学ヲ研究スルニアリ

#### 第三章 会員

第三条 本会ノ会員ハ哲学ニ志アル者ニ限ル

#### 第四章 開會

第四条 本会ハ毎月二十日午後三時ヨリ開ク其他時宜

ニヨリ臨時會ヲ開クコトアルヘシ

但シ当日日曜日曜或ハ祭祝日ニ当ル時ハ其

翌日ニ順延ス

第五条 七八月并ニ十二月ハ休會ス

#### 第五章 職員

第六条 本会職員ハ會長副會長及ヒ書記二名トス

第七条 會長副會長ハ會員ノ投票ヲ以テ之ヲ撰挙シ書

記ハ当分帝國大学文科第三年生ヲ以テ之

ニ充ツ

第八条 會長副會長ハ三年毎ニ之ヲ改撰ス

第六章 演説

第九条

会員ハ姓名<sup>(姓)</sup>ノアベチ順ヲ以テ演説スルモノトス演説ノ後質疑弁論スルコトヲ得

第十条

会員演説ハ傍聴筆記者ヲシテ之ヲ筆記セシム尤モ草稿ヲ差出スハ随意タルヘシ

第七章 会費

第十一条

会員ハ毎定会々費トシテ金拾銭ヲ出スヘシ但シ臨時入用ノ節ハ別ニ出金ヲ要スルコトアルヘシ

第八章 入会

第十二条

入会ヲ請フモノハ会員ノ紹介ヲ以テ其本籍住所姓名年齢職業ヲ書記ニ届ケ置クヘシ

第十三条

入会ハ会員ノ無名投票ヲ行ヒ出席会員ノ過半数ヲ得ルニ非レハ之ヲ許サス

第十四条

入会投票ハ書記ヨリ入会望人ノ本籍住所姓名年齢職業ヲ会員ニ報道セシヨリ一ヶ月ヲ経テ行フヘシ

第十五条

入会ヲ得タル者ハ入金壹円ヲ納ムヘシ但シ大学在学ノ者ハ之ヲ要セス

第十六条

入会ヲ得タル者ハ初度出席ノ時必ス演説スヘシ但シ大学在学ノ者ハ此限ニ非ス

第九章 他行

第十七条

会員中二ヶ月以上府外へ旅行スル者ハ其旨予メ書記へ通知スヘシ

第十章 除名

第十八条 会員ニシテ引続キ六回無断欠席スル者ハ本人へ照会ノ上除名スヘシ

追加

第一条 毎月一回雑誌ヲ発行スルコト

第二条 雑誌委員ヲ置キ雑誌編輯並ニ発行ノ事務ヲ一切委托スルコト

但シ委員ハ篤志ノ会員ヲ以テ之ニ当ツ

『哲学会雑誌』第一冊第一号(明治二〇年二月五日)

一 哲学祭祀(明治二五年一月)

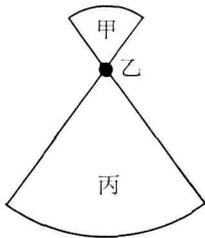
哲学祭祀

哲学館主 井上円了記

古来我民間ノ習俗トシテ医士ハ神農ヲ祭り学童ハ菅公ヲ祭り大工職人ニ至ル迄或ハ聖徳太子ヲ祭り或ハ恵比須大黒ヲ祭り以テ其余徳ノ今日ニ及フモノヲ報謝セント欲スルナリ就中宗教家ニアリテハ各宗各派皆其祖師開山ヲ祭

リテ報恩謝徳ノ意ヲ表ス先年我大学ニ於テ加藤総長ノ故アリテ一タヒ職ヲ辞セラレタルニ際シ学生相謀リテ謝恩会ナルモノヲ設ケ以テ其恩ニ報謝シタルコトアリキ是レ死後ノ靈ヲ祭ルモノニアラスシテ生時ノ人ヲ待スルモノナレハ以上挙クル所ノモノト固ヨリ異ナル所アルモ報恩ノ意ニ至リテハ一ナリ或ハ人ヨリ進物ヲ贈ラレ或ハ人ノ饗応ヲ受ケ或ハ人ノ引立ニ預リナドスルトキハ之ニ向ヒテ挨拶ヲ述ヘ謝意ヲ呈スルカ如キモ一トシテ報恩ノ意ニ出テサルハナシ此生時ノ人ニ尽クス所ノ心ヲ以テ之ヲ死後ノ靈ニ及ホストキハ其所謂祭ナルモノ起ル今余輩ハ哲学ヲ専修スルモノナリ古今東西ノ哲学者中其世ニ著名ナルモノ、ミヲ挙クルモ百ヲ以テ數ヘサルヲ得ズ其学説其著書今日ニ存スルモノ幾万卷アルヲ知ラス余輩不幸ニシテ數百世ノ後ニ生レ幾千里ノ外ニ住シテ未タ其人ニ謁見セスト雖モ其著書ニ就キテ之ヲ講究スルトキハ恰モ其門下ニアリテ教訓ヲ受クルト更ニ異ナルヲ覺ヘス余輩之ニヨリテ知識ヲ進メ道理ヲ明カニシ無智不学世界ノ暗夜ニ立チテ恐レズ不徳義不品行社会ノ霧海ヲ渡リテ迷ハズ其心常ニ歆天楽地ノ中ニ安住スルヲ得タリ果シテ然ラハ余輩ノ先聖古賢ノ恩義ヲ辱ウスルヤ実ニ深フシテ且ツ大ナリト謂フヘシ是レ我世間普通ノ習俗ニ考フルモ報謝ノ意ナカルヘカラサル所以ニシテ哲学祭ノ設アル誠ニ茲

ニ起因ス然リ而シテ先聖古賢ノ多キ一々之ヲ祭ルヘカラス若シ一人ヲ祭リテ他ヲ祭ラサルトキハ不公平ノ祭祀タルヲ免レズ不公平ハ即チ不道理ナリ道理ヲ講究スル哲学者ニシテ不道理ノ祭祀ヲ為ス豈其忍フ所ナランヤ是ニ於テ余自ラ古今東西一種無類ノ祭祀法ヲ工夫シ東西西洋ノ哲学者中ヨリ四大家ヲ撰拔シ之ヲ數百ノ哲学者ヲ代表スルモノト定メ明治十八年十月二十七日初メテ其祭典ヲ試ミタリ其四大家ヲ撰定シタルハ決シテ私意ニ出ツルニアラス當時哲学ヲ大別シテ東洋哲学西洋哲学ノ二類トナシ東洋哲学ヲ支那哲学印度哲学ノ二種トナシ西洋哲学ヲ古代哲学近世哲学ノ二種トナス而シテ此四種ノ哲学ハ其發達ノ形式恰モ倒ニ懸ケタル扇面様ノ外見ヲ示シ其扇柄ノ枢要ニ当ルモノハ支那ニアリテ孔子、印度ニアリテ釈尊、古代ニアリテ瓊克刺底氏、近世ニアリテ韓氏ナリ此四氏ハ皆哲学ノ中興ニシテ其以前ノ哲学ヲ統合シ来リテ一大完全ノ組織ヲ開キ以テ後世ノ哲学ノ基礎ヲ置キタル者ナリ其以前ノ哲学ハ短且ツ小ニシテ以後ノ哲学ハ長且ツ大ナリ其形左ノ如シ



甲ハ以前ヲ表シ乙ハ四氏ヲ表シ丙ハ以後ヲ表ス是レ余カ其図式扇面ヲ倒ニ懸ケタル形ナリト謂フ所以ナリ詩人必ス歌テ言ハン扇面倒懸哲学天ト先ツ支那ニアリテハ孔子以前ニ哲学ノ諸説アリタレハ孔子之ヲ集メテ大成シ其後諸学派相分レ其辺幅宋朝ニ至テ愈大ナルニ至レリ印度ニアリテハ釈尊以前已ニ諸派ノ哲学アリテ互ニ相争ヒタルヲ以テ釈尊亦集メテ之ヲ大成シ新哲学ヲ構成セシカ其後異論内外ニ競起シ其末流愈進テ愈大ナルニ至レリ古代哲学ハ瓊克刺底氏ヲ以テ中興トシ其前後ヲ以テ世期ヲ分テリ故ニ瓊氏ハ扇面ノ枢要ノ地ニ位シ其前ヨリ其後ノ方哲

誕生

入滅

寿

距明治十八年

釈尊	紀元前一千零二十七年	同九百四十九年	七十八年	二千八百三十四年
孔子	紀元前五百五十一年	同四百七十九年	七十二年	二千三百六十四年
瓊氏	紀元前四百六十九年	同三百九十九年	七十年	二千二百八十四年
韓氏	紀元後一千七百二十四年	同一千八百零四年	八十年	八十二年

寿数合計三百年之ヲ日ニ配シテ三百日トナシ之ヲ一年ノ上ニ追算スルトキハ十月二十七日ニ当ル

年歴合計七千五百六十四年之ヲ四等分スレハ一千八百九十一年ナリ即チ明治十八年ハ一千八百九十一年ニ当ル

右ハ明治十八年ノ算定ナレハ本年即チ廿五年ハ一千八百九十八年ニ当ル昨年十月二十七日夜哲学館寄宿舎ニ於テ舎生一同相会シ講堂ノ正面ニ孔釈瓊韓四聖ノ肖像ヲ掲ケ其前ニ大学中庸論語易經法華經淨土三部經及瓊氏伝記純粋道理批判各一部ヲ供シ一千八百九十七年度ノ哲学祭ヲ

学ノ諸説大ニ發達シ其面積數倍ヲ加フルニ至レリ近世哲学モ亦前後二期ニ分レ韓凶氏ヲ以テ中興トス韓氏カ前世紀ノ諸説ヲ綜合概括シテ後世紀哲学ノ源ヲ開キシヨリ以來諸学諸説ノ多岐多端ニ分レタルコト前世紀ノ比ニアラス故ニ以上ノ四氏ハ扇面の哲学ノ枢要ノ点ニ当レル人ナリ余カ此四氏ヲ撰抜シテ古今東西ノ哲学者ヲ代表セシメタルハ誠ニ道理ニ適合セリト謂フヘシ唯、一ノ難点ハ紀年及祭日ヲ定ムルニアリ然ルニ余亦一案ヲ工夫シ四氏ノ年寿ヲ合算シテ之ヲ日ニ配シ以テ祭日ヲ定メ又四氏ノ年歴ヲ平分シテ以テ祭日ノ紀年ヲ定メリ其表左ノ如シ

挙行セリ其時朗読シタル祭文左ノ如シ

後学円了等謹テ四聖ノ尊像ヲ講堂ニ掲ケ大学中庸論語易經法華淨土三部經瓊克刺底伝記純理批判哲学各一部ヲ其前ニ供シ仰テ尊容ヲ拝シ俯シテ遺教ヲ思ヒ以テ先聖釈迦孔子瓊克刺底韓凶ノ四大家ヲ祭ル釈迦ハ印度哲

学ヲ代表シ孔子ハ支那哲学ヲ代表シ瑣克刺底ハ希臘哲学ヲ代表シ韓図ハ近世哲学ヲ代表ス故ニ四聖其人ヲ祭ルノ意ハ哲学其物ヲ祭ルニアルヲ知ルヘシ夫哲学ハ一種ノ別世界ニシテ其中ニ天地アリ日月アリ風雨アリ山海アリ釈迦ノ智ハ其所謂日月ナリ孔子ノ徳ハ其所謂雨露ナリ瑣克刺底ノ識ハ其所謂山岳ナリ韓図ノ学ハ其所謂海洋ナリ其智ハ我ヲ照シ其徳ハ我ヲ潤シ其識ハ我ヲ護シ其学ハ我ヲ擁シ我父トナリ我母トナリ君主トナリ師友トナリ日夜我ヲ愛育撫養セリ是ヲ以テ不肖円了等幸ニ哲学界ノ一人トナルヲ得タリ我輩豈其恩ニ報謝セサルベケンヤ四聖ノ寿之ヲ合算スレハ三百歳トナル一歳ヲ一日ニ配スレハ三百日トナル若シ一月一日ヨリ起算シテ其日数ヲ推求スルトキハ十月廿七日ヲ得ヘシ是レ本日即十月廿七日ヲ以テ祭儀ヲ行フ所以ナリ四聖ノ年代之ヲ平均スレハ本年即チ明治廿四年ヲ距ルコト一千八百九十七年ニシテ西洋紀元前六年ニ当ル故ニ本年ノ祭典ハ実ニ一千八百九十七年度ノ祭典ナリ四聖ノ順序ハ釈迦ヲ第一ニ位シ韓図ヲ最後ニ置クハ姑ク年代ノ前後ニ從フノミ今此ニ祭日ヲ定メテ祭典ヲ挙クルハ其意四聖ノ余徳ヲ追慕シ師父ノ厚恩ヲ感謝スルニアルモ亦他二期スル所ナキニアラス我輩已ニ先聖ノ撫育ニヨリテ一個ノ成童トナルヲ得タレハ是レヨリ我先聖ニ対

スル義務トシテ更ニ後進ノ子弟ヲ啓導シテ此哲学界裡ニ誘入シ之ヲシテ別天地ノ風雲山海ノ間ニ逍遙浴詠セシメサルベカラス是レ不肖円了等カ先年ヨリ年々哲学祭ヲ設ケテ其学ノ将来益振起發達センコトヲ祈ルノ微志ニシテ即チ四聖其人ヲ祭ルハ哲学其物ヲ祭ル所以ナリ

本年亦十月二十七日ヲ以テ第千八百九十八年度ノ哲学祭ヲ挙ケタリ当日尊像ヲ掲ケ典籍ヲ供シ副嶋伯ノ揮毫ニカ、ル孔釈瑣韓ノ四大字ヲ題スル額面ヲ懸ケ文部大臣ノ訓示ニ從ヒ勅語ヲ奉読シテ舍生一同ヲシテ謹聴セシメタリ以上哲学祭記事ノ要略ナリ

『哲学館講義録』第六学年第一号(明治二五年一月五日)

## 一二 妖怪研究会規則(明治三三年四月)

### ● 妖怪研究会規則

第一条(目的) 本会ハ東京市小石川区原町哲学館内ニ設置シ通信ヲ以テ妖怪ニ関スル事項ヲ研究スルヲ目的トス

第二条(方法) 本会ハ妖怪研究ノ方法トシテ今回発行ノ妖怪学雑誌ヲ毎月二回(十日及廿五日)会員ヘ配付スベシ

第三条(科目) 研究ノ項目ハ狐狸、天狗、犬神、幽霊、

鬼神、奇草、異木、妖鳥、怪獸、異人、奇病、鬼火、  
神灯、魔法、仙術、卜筮、陰陽、五行、人相、家相、  
鬼門、方位、天堂、地獄、吉凶、禍福、靈驗、感通、  
天災、地震等凡ソ四百余种ナリトス

第四条(入会) 本規則ニ從ヒ會員タラント欲スル者ハ何  
人ヲ問ハズ何時ニテモ之ヲ許ス但シ入会ノ節ハ必ス左  
ノ書式ニ從ヒ入会金及会費ヲ添ヘテ申込ベシ

妖怪研究会申込書	第一回目ヨリハ申込ト記セズ シテ会費送金通知ト記スベシ
金何程也	入会金 第二回目ヨリハ此 項記入ニ及ハズ
金何程也	会費何月分 自何月 至何月
合計金何程ナリ	何為換
右送金者	国 郡 町 村
年号月日	妖怪研究会會員 何 誰

(注意) 国郡住処姓名ハ楷書ニテ記入シ若シ住所ヲ転シ  
タル場合ニハ必ズ旧住所何々、新住所何々ト姓名ノ右  
傍へ新旧両住所ヲ併記シ置クベシ ●書状ノ表紙ニモ成  
ルベク姓名ノ上ニ国郡町村ノ外ニ妖怪研究会會員ト記  
入アルベシ

第五条(会費) 會員タラント欲スル者ハ左ノ表ニ從ヒ入

会金及会費ヲ納ムベシ

入会金廿金		入会金	
会費	地方居住者	東京市	両料兼修
一ケ月	参拾五錢	参拾参錢	六拾四錢
二ケ月	七拾錢	六拾六錢	七拾四錢
三ケ月(一納)	壹	九拾四錢	壹円貳拾八錢
半年(同上)	貳	壹円八十八錢	参円六拾四錢
一年(同上)	四	参円七拾六錢	七円貳拾八錢
郵券一用切謝絶			

但シ左記ノ資格者ニハ特別ニ入会金ヲ免除シ若クハ減額スヘシ

入会金全免	哲学館々々友誼會、軍人、警察員、若クハ学校、学会、役場、寺院、等ノ団体ノ申込ニシテ會員章証書等ヲ要セザル者
入会金半減	哲学館創立員、公私諸学校教員及生徒ニシテ其ノ校ノ証明アルモノ、若クハ貧生ニシテ学校又ハ役場ノ証明アル者

第六条(納期) 会費ハ毎月三十日限り翌月分ヲ前納スベシ若シ既納ノ会費尽クルトキハ更ニ送金アルマデ雑誌ノ発送ヲ停止ス

第七条(領収) 入会金及会費ヲ納金スルトキハ雑誌ヲ配付スルヲ以テ別ニ領収証ヲ発送セズ若シ発行期日後十五日以上ヲ過キテ雑誌到着セザルトキハ其旨郵便ヲ以テ通知スベシ(若シ返事ヲ要スル場合ニハ往復端書ヲ

以テ問合スベシ)

第八条(退会) 本人ノ都合ニ依リ会員ヲ辞シタルトキ既ニ受領シタル残金アレバ之ニ対スル雑誌ヲ送付シ現金ヲ以テ返還ヲナサズ若シ又会費滞納ニケ月以上ニ及フトキハ退会ト見做スベキヲ以テ雑誌ノ再送ヲ請フ場合ニハ更ニ入会ノ手續ヲナスベシ

第九条(送金) 入会金及会費送付方ハ東京市小石川区原町哲学館内妖怪研究会ヘ宛テ差出シ郵便為替ナラハ払渡局名ヲ駒込郵便局トシテ取組ムベシ

第十条(質問) 会員ニシテ妖怪事項ニ関シ或ハ雑誌中ノ講義ニ関シ疑問アルトキハ通信ヲ以テ之ヲ質スコトヲ得但シ質問ハ本会編輯部ニ於テ取捨ヲ行ヒ其応答スベキ分ハ雑誌上ニ掲載スベシ

第十一条(標章) 会費既納半年ニ達シタル者ニハ会員章ヲ授与シ滿一年以上研究セル者ニハ研究修了証ヲ授与スベシ

附 則

○本会支部規則 会員五名以上アル場処ニハ本会支部ヲ設クルヲ得支部ハ予メ幹事一名ヲ設ケ其者ヨリ会員ノ姓名ヲ報知シ且ツ毎月各会員ノ会費ヲ集メテ送金スベシ但シ最初申込ノ節ハ会費ノ外ニ各員ノ入会金ヲ合送スルヲ要ス支部ノ設アル場処ヘハ本会ヨリ其幹事ヘ宛

テ各会員ノ雑誌ヲ合送シ外ニ同会控本トシテ毎回一部ツ、無代価ニテ贈呈スベシ但シ控本ノ郵税ハ本会ヘ宛毎月二錢(郵券代用不苦)ノ割合ヲ以テ寄送スベシ支部ニシテ若シ其義務ヲ果サズ其資格ヲ失ヒタル場合ニ於テハ其設置ヲ取消シ且ツ贈呈ノ取扱ヲナサザルベシ

○貧学篤志者特待法 貧学篤志者ニシテ入会金及会費ヲ自弁スルコト能ハサル者ニハ会員五名以上ヲ募集シテ本会ヘ通知スルトキハ支部ノ規則ニ準ジ当人ハ雑誌一部ツ、無代価ニテ贈呈スベシ但シ其取扱ハスベテ支部規則ニ依ルモノトス

『妖怪学雑誌』第一号(明治三十三年四月一〇日)

一三一 修身教会設立旨趣(明治三十六年九月)

修身教会設立旨趣

一、緒 言

井上円了述

余は今を距ること十七年前、哲学館を創立せしより、学館拡張の爲、前後二回日本全国を巡遊し、地方の宗教の振はざるを見、徳義の衰ふるを察し、不肖ながら国家將來の爲に聊か憂慮する所ありき、爾來之を挽回せんと欲

し、百方工夫の結果、各地方に於て修身教会を設置する方法を案出し、之れを東西兩洋の事情に対照するに、今日の急務是より甚しきはなしと自ら信ずるに至る、因て此に其意見を開示し、同胞諸士の協賛を仰ぐ、若し其方法の未だ尽くさざる所あらば、読者請ふ之を補正せよ、

### 二、我邦の進歩

明治維新以来三十余年間に於ける我邦百般の進歩發達は、実に世界に其比を見ざる所なり、法制にあれ、医療にあれ、理科にあれ、何れも欧米諸邦と相伍して殆んど遜色なきが如し、豈盛んならずや、然り而して國勢民力の如何に至りては、之を英米に比するも、仏独に較ぶるも、遙かに其下にあるを見る、是れ何ぞや、必ず然るべき原因なかるべからず、

### 三、國勢民力

我國の勢力の彼れに如かざる所あるは、兩者の貧富大に異なるに由る、而して貧富相異なるは何ぞや、是れ又原因なかるべからず、余を以て之を觀るに其原因は我國民の道義徳行の彼れに及ばざる所あるに由ると考ふるなり、夫れ君に忠を尽くし、親に孝を竭くすは、我國民の一般に熟知せる所なれども、其忠たるや多くは戦時の忠にして、平日の忠にあらず、其孝たるや極端の孝にして、通常の孝にあらず、故に國民皆忠孝を知りながら、民力

を養ひ國勢を隆んらしむること能はず、是れ忠孝の未だ其意を尽くさざる所あるに起因すと謂はざるべからず、

### 四、忠孝の意義

余案するに忠孝の意たるや、之を小にしてはよく其身を脩め、其家を齊へ、之を大にしてはよく社会國家をして富強ならしむるの謂にして、儉約、勉強、忍耐、誠実、信義、博愛、自重等の諸徳は、皆其中に含有すと信ずるなり、而して是等の諸徳の実行は我國民の遠く彼れに及ばざる所なるや疑なし、故に我邦今日の急務は此諸徳を養成する方法を講ずるにあり、

### 五、学校の修身

現今我邦にありて道義徳行を教ふるは、学校教育の修身科に限り、其他には殆んど徳義を教ふる処なきは皆人の知る所なり、而して学校の修身は四年乃至六年間に過ぎず、進んで中学に入れば更に五年の修身を課するも、國民一般の教育としては尋常小学四年間の修身を聴くに止まり、小学入校前と卒業後は全く修身教育を欠き、家庭にても社会にても殆んど之を放擲し居るもの、如し、蓋し文明國として世に知らるゝ國々の中に、我邦の如く学校以外の修身教育を度外視して顧みざるものはなかるべし、実に歎かほしき次第なり、

## 六、家庭

我邦の家庭は貧富貴賤を問はず、脩身の教育場とするに足らざるもの多し、例へば下等の社会に入りては、父母は唯児童を乳養するのみにて、教養する所以を知らず、上流の社会にありては、家庭の状態却て不道德の模範を示すが如きもの尠なからず、脩身教育に最も重要な家庭にして、既に此の如し、之を譬ふるに毎日学校に於て五時間不道德の熱を以て温むるも、帰りに家庭に入れば十時間不道德の水を以て冷やすが如し、されば学校教育の功を奏せざるは無理ならぬことなり、

## 七、社会

現今の社会は到る処不道德の空氣を以て充たされ居る有様なれば、児童が学校より出で、之に入れば、其勢必ず既得の道德を知らず識らずの間に消失するに至るべし、児童の道德が学校卒業の後、数年を出でずして忽ち破壊すと云ふは此理なり、故に国民の道德を維持せんと欲せば、必ず学校以外に脩身を教ふる道を考へざるべからず、欧米諸国皆既に其設けあり、我邦豈独り然らずして可なるの理あらんや、

## 八、宗教

我邦の家庭も社会も共に道德の教育場となすに足らずとすれば、学校以外に何ものありて之に依頼すべきや、余

が欧米の社会に就きて実視せる所によるに、何れの国も宗教教会ありて家庭并に社会の道德を維持し居るを見る、即ち日曜教会是れなり、毎日曜父母が児童を携へて会堂に到り、之をして脩身の談話を聴かしむるは、家庭教育の練修にあらずして何ぞや、又学校卒業の青年輩が互に相携へて会堂に上り、音楽唱歌の間に道德の講義を聴くは即ち社会教育なり、之を要するに欧米国民の道德は学校教育よりも此教会によりて維持し居るは疑なき事實なり、

## 九、我邦の教会

我邦にも種々の宗派あり、寺院あり、教会あれども、其勢力甚だ微弱にして、又弊害頗る多く、到底之に道德教育を一任すべからず、されど我國民が今より道德教育に宗教の必要なるを知りて、之を改良するの方針を取るに至らば、旧来の弊害を除くが如き何んの難きことあらんや、畢竟するに宗教の改良は宗教を弘むる人を改良するに外ならず、而して其人を改良するは國民の意向如何によりて容易く実行することを得るなり、

## 十、西洋の教会

欧米にありて一二の国は近來大に宗教の勢力を減じたる処なきにあらざるも、此の如き觀あるは必ず巴里や伯林の如き大都会に限るべし、若し地方の町村に至らば今日

尚ほ依然として宗教の勢力を存す、又大都會にても普通の国民は宗教に帰依せること敢て昔日に下らず、故に国民一般の道徳は宗教の力によりて維持せられ居るや明かなり、

#### 十一、道徳教育

一國の道徳は其國民の多数によりて成立つものなり、國民尽く道徳家となること能はざるも、多数のものよく道徳を守るに至らば、其勢力によりて社会の道徳を振興し得べし、而して人民の数は上流より下流の方に多く、貴顯より微賤の方に多きものなれば、道徳教育は先づ中等以下の人より始むるを便なりとす、此目的に対しては宗教の力を仮らざるを得ざるは何人も疑はざる所なり、

#### 十二、寺院教会

我邦の宗教は大に衰へたりと云ふも、未だ廢滅せるにあらず、国内到る処寺院のあらざるなく、僧侶の住せざるなく、現今猶ほ七八万の寺院と十万以上の僧侶ありと云ふ、其外に神道教会あり、耶穌教会あり、此等の寺院教会が毎日曜町村の人民を集めて、修身の講話を為すに至らば、其効力の著しかるべきは言を待たず、然るに我邦の寺院は葬式仏事を営むのみなれば、儀式の一要具たるに過ぎず、而して世間に対して宗教の最も大切なる修身教会は全く之を欠き居る有様なり、されば我國民の道徳

の振起せざるは当然の事なり、是れ豈慨すべきの至りならずや、

#### 十三、仏教の出世間道

我邦に於て一二の宗派は専ら布教伝道に力を尽くし、毎月教会を開くことあるも、其説く所多くは現世の道徳にあらざりて、死後の冥福に止まる、之を仏教の語にて云へば、世間の教にあらざりて出世間の道なり、而して道徳は世間の道なり、故に此の如き出世間の法のみを説きては、世間の道徳を振起すること難し、是を以て余は仏教の教会を改修して出世間のみならず、世間教を説くものとなさんとす、蓋し仏教には世間出世間の二道ありて此二者を兼説するが其本旨なるに拘らず、出世間一方に傾きたるは、従來の時勢の然らしむる所なること明かなり、されば今日は今日の時勢に應じて死後よりも現世に重きを置くの必要あり、已に耶穌教の如きは近世一變して純然たる現世教となりたりと云ふ、是れ其修身教会に効力ある所以なり、

#### 十四、仏教の世間教

又仏教中世間を目的とする宗派なきにあらざるも、其説く所目前の吉凶禍福に止まり、動ずれば人をして迷信に陥らしむる場合なきにあらざり、是れ却て道徳教育の妨害となるものなり、故に余が仏教に対して望む所は、其教

理上出世間道を欠くこと能はざるも、従来の此一方に偏するの弊を改め、表面には世間道を取り、裏面には出世間道を捨てず、而も世間の道徳教育を以て自ら任するに至らしめんとするにあり、

#### 十五、宗教と教育との一致

仏教をして此の如き方針を取らしむれば、学校教育と宗教教会とは互に一致することを得べし、然るに今日までは学校と宗教とは互に反目するが如き傾向ありて、社会の道徳を進むるの妨害となりしことなきにあらず、宗教は出世間の点にありては学校教育と相容れざることあるも、世間道を説くに当りては二者相一致せざるを得ず、故に余は今後宗教と教育とが互に一致協同して国民の道徳を進むるに力を尽すに至らんことを望むなり、而して其宗教は必ずしも仏教に限るにあらざるも、我邦にありて最も普及せるものは仏教なれば、余は仏教に就きて之を修身教育に応用せんことを論するなり、

#### 十六、修身教会の目的

已に学校教育と教会とは世間の修身道徳を説くに於て一致協同すべき所以を知らば、学校以外の修身教育は此二者相待ち相扶けて其普及を図らざるべからず、是れ余が各町村に於て修身教会を設くるの必要を唱ふる所以なり、而して其旨趣たるや教育勅語に基づき、忠孝を本と

し、国体を先とし、忍耐勉強儉約誠実等百般の職業に必需の道徳を諭示し、進んては家庭の風儀、社会の習慣を一新するに至らんことを期するなり、

#### 十七、教会の会場

修身教会の会場は余の考ふる所によるに、各町村の寺院を以て之に当つるを最も便なりとす、而して毎日曜若くは隔週に町村内の老弱男女を集め、其講師としては独り僧侶のみならず、教員も之に加はるをよしとす、斯くして僧侶と教員と共に出席して諄々訓誨するに至らば、其効力あるは疑を容れず、而して教会の組織は各町村一同の協議によりて相定め、すべて町村の自治によりて成る様にすべし、故に町長及町村会議員悉く其主唱者となり、全町村をして之に賛同せしむる様にせざるべからず、若し多少の経費を要することあらば町村の経済より支出して可なるべし、

#### 十八、教会の組織

以上述ぶる所を概括して此教会の組織に関する愚案を列挙すれば大略左の如し、

一、修身教会の目的は国民に吾人の平常守るべき諸般の道徳を知らしめ、且つ行はしむるにあり、

一、此教会は各町村人民の協議によりて設立し、其団体の自治によりて管理し、其地方の情況に応して

組織すべし、

一、此教会は毎日曜若くは隔週に開くべし、但し地方の情況によりて冬期は毎週、夏期は一月一回とするも可なり、

一、此教会は寺院に於て之を開き、僧侶教員各出席して講話を為すべし、而して会長には町村長若くは町村中の最も名望あるものを推選し、町村内の僧侶及教員を皆講師として待遇すべし、

#### 十九、教会の順序

教会の時間は地方の情況により一定し難しと雖も、凡そ日曜午前九時より十一時までをよしとす、最初に勅語を捧読し、次に教員の講話、次に僧侶の教誨あるが如き順序を設くべし、僧侶の教誨は勅語の聖旨に基き、世間の道徳を講述するは勿論なりと雖も、仏教中より例を取り譬を引き、種々敷衍して説くはもとより妨なし、又有志の請に応じ世間道の教誨の後に引続きて出世間道の講話をなすも亦自由なり、或は都合により青年と老人とを分ちて、午前は青年の教会を開き、午後は老人の教会を開くも可ならん、此の如きは宜く地方の情況に応じて定むべし、唯余の望む所は各町村に学校教育の外に修身教会を設置せざるべからずと云ふにあり、

#### 二十、音楽唱歌及講話時間

教会に欠くべからざるものは音楽と唱歌なり、欧米の教会の盛んにして且つ感化の著しきは、音楽唱歌の力与りて多きに居るが如し、故に我邦にても教会には必ず音楽唱歌を加ふべし、其音楽は西洋音楽をよしとし、唱歌は勅語の徳目に基づきたるものを作りて之を誦すべし、而して其誦し方は予め会衆に教へ込、当日一同相唱和する様にせざるべからず、又教会の旨趣は勅語の拳々服膺の御聖論に本づくものなれば、毎回勅語を捧読して謹聴せしむべし、其順序左の如し、

第一次 音楽唱歌 第二次 勅語捧読

第三次 音楽唱歌 第四次 講話一席(教員)

第五次 音楽唱歌 第六次 講話一席(僧侶)

第七次 音楽唱歌

講話は一席凡そ三十分乃至四十五分を限り、余り長からざるをよしとす、或は講話の第一席と第二席との間に十分乃至十五分の休憩を設くるも可なり、或は便宜上前後二席の講話共に僧侶之を任し、或は他町村より講師を聘する等は宜く土地の状況に従ふべし、

#### 廿一、町村の儀式

此の如く修身教会を組織するときは、町村内の結婚式も此席に於て行ふことを得、然るときは列席者に茶菓を配付するを以て足れりとす、故に従来の結婚式に於ける牛

飲馬食の弊を除き、大に冗費を蠲くことを得べし、其他の儀式も此席に於て行へば、時間と費用とを節減するの便あり、更に一步を進め、此方法によりて町村一般の風俗習慣を改新すること決して難事にあらざるなり、

### 廿二、教会の利益

此教会の設置は教育と宗教との間を調和することを得るのみならず、町村内の政党の不和、感情の衝突を融合し、各人間の交際を円滑にし、上下の事情を疏通することを得べし、之に加ふるに平日社会の競争場裏に立ちて身心を勞役せるものに一日の休養を与へ、精神上の快樂、理想上の趣味を感じしむるに至るべし、果して然らば教会によりて得る所の利益は頗る大なりと謂はざるを得ず、

### 廿三、実業教育

近来我邦にありては実業教育奨励の結果、実業学校続々相起るも、余は之によりて却て実業の退歩を招かんことを憂ふるなり、其故は我國民は実業に最も大切なる忍耐勉強の力に乏しく、唯人の上に立ちて坐食することをのみ好む風あれば、教育の進むに従ひ、力食者を減ずるの恐あり、換言すれば実業教育の結果却て実業界の壯士を養成するに至らんことを恐る、故に今日の勢、実業教育に先ちて青年輩の性質氣風を矯正するを要す、而して其

矯正は独り学校の修身のよくする所にあらず、必ず家庭及社会教育の製造元たる修身教会の力を仮らざるべからず、是れ又教会より得る所の利益の一なり、若し此教会の旨趣を拡張して、毎日曜に工場教会、病院教会等を設置するに至らば、其益する所一層大なるべし、

### 廿四、宗教の改良

宗教の良否は国家の隆替に関することは何人も疑はざる所にして、宗教の改良は僧侶其人の改良より始めざるべからざるも亦人の是認する所なり、若し各町村の人民互に合同して教会を組織し、僧侶をして毎日曜の教誨を實行せしむるに至らば、自然に僧侶改良の実を挙ぐることを得べし、之と同時に宗教改良の功を奏することを得べし、又一たび教会を設置したる上は、町村自然の制裁によりて僧侶の陶冶のつから行はるゝに至るべし、

### 廿五、図書館の設置

西洋にては都会は勿論、村落に至るまで大抵図書館の設あらざるはなし、故に村民時々此に入りて新聞を読み、雑誌を閲し、或は書籍を繕き、之によりて見聞を広くし、智識を進むること多し、今我邦にては到底各地に図書館を別置すること能はず、故に若し修身教会を寺院中に設くるに至らば、之と同時に寺院の一室を図書館に當り、日曜教会の前後に新聞雑誌等を閲読するの便を与

ふること難からず、斯くして休日に無用有害の遊をなすことを防ぐを得ば其益する所亦頗る大なりと謂ふべし、

廿六、教会設置の順序

此の如き教会を創設するには先づ都会の地よりも地方の村落に於て試むるをよしとす、其故は東京の如き大都会にありては、常に雑沓<sup>ちやう</sup>繁忙を極め為に一町一区全体の人民を結合すること甚だ困難なれども、地方の村落に至りては、一村全体の賛同を得ること容易なり、故に余は先づ之を村落に始めて、漸々に都会に及さんとす、若し之を村落に試みて実効あるを知らば、都会も自然に其風を学ふに至るべし、是れ教会設置の順序ならんと考ふるなり、

廿七、教会雑誌

此教会は全く各町村の自治によるべきものなれば、東京に本部を置きて統轄する必要なし、唯各所の教会の間に立ちて、気脈を通じ事情を知らしむるの機関なかるべからず、換言すれば全国の各方面に於ける教会の通信の中心となるものなかるべからず、故に余は東京に於て修身教会雑誌を發行して、此必要に応ぜんと欲す、其雑誌には教会の講話材料を掲げ、併せて各教会の報告を載すべし、其細則の如きは別に広告せるものに譲る、又教会の唱歌も、右雑誌發行所に於て編輯して各教会に配布せ

ざるべからず、故に余は懸賞を以て全国より唱歌を募集せんと欲す、其内規も広告に就きて見るべし、

廿八、結 論

以上修身教会の旨趣を陳述して稍其大要を示せり、若し其詳細に至りては二三紙のよく尽す所にあらざるなり、因て余は近日雑誌發行の節、逐号其細目を挙示せんとす、然れども雑誌のみにては猶ほ其意を尽くすこと能はざるを恐る、故に余は自ら全国を周遊し、各地に於て細説詳述せんと欲す、昨年以來欧米各国を巡見し、専ら彼の国々の風俗習慣人情を視察し、我邦と大に異なる所あるを知了したれば、地方周遊の節、委しく其事情を開陳して、修身教会の急要を説明する心算なり、其際は有志諸君の厚意を煩さんこと今より予め懇望する所なり、

『修身教会設立旨趣』（明治三六年九月一四日）

一三二 「修身教会設立旨趣」を内務大臣・文部

大臣に奉ずる書（明治三六年一〇月）

内務大臣及文部大臣閣下ニ上ル書

大臣閣下ニ白ス<sup>ア</sup>窃ニ惟ルニ我邦百般ノ進歩發達ハ実ニ世界ノ耳目ヲ驚カスノ勢アリト雖モ其実力ニ至テハ猶

ホ遙ニ欧米諸邦ノ下ニアルガ如シ而シテ其原因ハ種々アルベシト雖モ歸スル所我國民ノ道義德行ノ彼レニ及バザルニ由ルヤ明カナリ蓋シ我邦ノ修身教育ハ獨リ學校ニ於テ授クルノミニテ其他ニハ殆ント絶無ノ有様ナリ之ニ反シテ欧米諸邦ハ學校教育ノ外ニ日曜教会アリテ毎日曜各會堂ニ於テ修身ノ訓誨ヲ与ヘ以テ良心ノ發育ヲ助ケ精神ノ修養ヲ為サシム其結果ガ社会ノ文明ヲ進メ國家ノ富強ヲ助クルノ一大原因トナリタルハ決シテ疑フベカラズ果シテ然ラハ我邦昭代ノ一大闢典ハ全ク此精神修養ノ方法ヲ欠クニアリト断言セザルヲ得ズ

學校ニ於テ授クル所ノ修身教育ハ年數及時間ニ於テ限りアレバ是ニ由テ國民一般ノ道德ヲ維持スルコト難シ若シ學校ノ修身ヲシテ其効力ヲ見セシメント欲セバ必ず學校以外ニ於テ修身教育ヲ授クル方法ヲ講ズルヲ要ス欧米諸邦皆既ニ其設アリ即チ日曜教会是ナリ故ニ我邦ニ於テモ日曜教会ヲ設クルハ目下ノ最大急務ナリト信ズ是レ<sup>モ</sup>各町村ニ於テ修身教会設立ノ必要ヲ唱フル所以ナリ西洋ニアリテハ宗派ノ別我邦ヨリ多キモ何レモ皆耶穌教ノ範圍ヲ出テサレハ一般ニ「バイブル」ヲ以テ道德ノ教本ト定ムルコトヲ得ルモ我邦ニ於テハ神道アリ仏教アリ耶穌教アリ其間動モスレハ互ニ反目抗争セントスル傾向アリテ共ニ協同シテ教会ヲ組織スルコト難シ然レトモ日

本國民トシテ平常守ルベキ修身ノ心得ヲ説クニ至テハ諸宗派悉ク一致セザルヲ得ズ殊ニ我邦ハ國民道德ノ大本ヲ示サレタル教育勅語アレバ之ヲ教本トシテ國民ノ修身ヲ講ズルニ於テハ如何ナル宗派モ異議ヲ唱フルガ如キコトアルベカラズ若シ町村内ニ於テ宗派上ノ僻心ヨリ互ニ抗排スルノ恐アル場合ニハ予メ教会ノ規約トシテ講話中ニ宗義上ノ批評排斥ニ涉ルガ如キ言論ヲ禁止シテ可ナルベシ若シ猶ホ一致シ難キ場合ニハ其町村ニ限り宗派ニヨリテ教会ヲ分立スルモ止ムヲ得ザルナリ縱令分立スルモ全ク教会ヲ設ケザルニ比スレバ其益アルハ言ヲ俟タズ之ヲ要スルニ此教会ハ勅語ノ御聖旨ニ本ヅキ國民ノ一般ニ守ルベキ道德ヲ授クルモノナレバ瑣々タル感情ニ意ヲ留メズ諸宗派ガ一致協同シテ力ヲ尽サンコトヲ期スベシ是レ實ニ宗教家ガ國家ニ對スル義務ナリト信ズ然ルニ修身教会設立旨趣中ニ教会ノ組織ヲ仏教ニ適用シテ例証ヲ示シタルハ決シテ宗派上ノ意ヨリ出デタルニアラズ唯其教<sup>が</sup>最モ我邦ニ普及シ且ツ町村到ル処ニ寺院ノ存スル便宜アルニ由ルノミ其事情ハ旨趣書ノ前後ヲ對照スレバ容易ク判知スルヲ得ベシ

我邦ノ道德ハ古代ヨリ忠孝ヲ本トシテ今日ニ至ルモノナレバ今後モ此方針ヲ執ル可キハ勿論ナリト雖トモ昔日ノ忠孝ハ鎖國時代ニ応用シタル為ニ開國ノ今日ニ適セザル

所ナキニアラズ換言スレバ忠孝ノ意義ノ狹隘ニ過グルノ嫌アリ故ニ今後ハ忠孝ノ意義ヲ拡充シテ其中ニ儉約勉強立志忍耐克己節制正義博愛誠実信用撰生自重獨立自營立身出世等ノ諸義ヲ包含スルモノト心得テ一般ノ国民ニ訓誨スルヲ要ス斯ク忠孝ヲ解スルハ畏レ多クモ教育勅語中ニ示シ給ヘル御聖諭ノ本旨ナリト不肖円了ノ平素伺ヒ奉ル所ナリ唯地方ノ教育家宗教家中ニ或ハヨク此意ヲ了セズシテ昔日ト同様ノ解釈ヲ下スモノアラシコトヲ恐ル是ノ如キハ円了菲才浅学ト雖トモ自ラ進デ其任ニ当リ若シ己レノ及バザル所ハ先輩諸家ノ助力ヲ仰ギ遠クハ欧米諸邦ノ道德ヲ参照シ近クハ我邦今日ノ状況ヲ酌量シテ開國ノ国民トシテ守ルベキ諸般ノ心得ヲ示シ教育家宗教家ヲシテ御聖旨ノ存スル所ヲ誤ラザラシメント欲ス其方法トシテ雜誌ヲ編輯シテ講話ノ資料ヲ与ヘ地方ヲ巡遊シテ教會ノ旨趣ヲ述ブル心算ナリ

以上ノ要領ハ脩身教会設立旨趣書中ニ叙述シタレバ此ニ一本ヲ副ヘテ微衷ヲ開陳ス伏テ冀クハ閣下ノ高覽ヲ賜ラシコトヲ若シ愚案ノ未ダ尽クサル所アラバ謹テ教ヲ待タン固ヨリ其細目ノ如キハ地方ノ状況ニ応ジテ多少ノ改修ヲ要スルモ若シ其大旨ニ於テ閣下ノ是認スル所トナリ贊襄ノ一言ヲ賜ハルヲ得バ独リ円了ノ光榮ナルノミナラズ國家ノ文運ヲ扶ケ隆治ヲ補フノ益アルハ必然ナリ若シ

又閣下ノ賢明ナルヨク微衷ノ存スル所ヲ採納セラレ時弊ノ在ル所ヲ達觀セラレ此旨趣ヲ全国ニ擴張スルニ当リ幾多ノ便宜ヲ与ヘラル、ヲ得バ不肖円了ニ於テ実ニ望外ノ大幸トスル所ナリ

明治卅六年十月

井上円了

『修身教会設立旨趣』再版(明治三十七年一月一五日)

### 一三一三 「修身教会設立旨趣」を各府県知事に

呈する書〔明治三六年〕

各府県知事ニ呈スル書

謹啓時下益御多样奉敬賀候今般国民之道德を振興する目的を以て脩身教会設立の意見発表仕候に付旨趣書部拝呈供御高覧候間御贊襄之榮を得度切望之至に御坐候自然御序之節郡長町村長之向へ其趣御伝達被下候はゞ大幸不過之候草々敬具

明治卅六年 月 日 私立哲学館主 井上円了拜

右ト同一ノ意味ヲ以テ各府県市長郡長ヘモ呈書シ其趣町村長ヘ紹介セラレシコトヲ依頼セリ

『修身教会設立旨趣』再版(明治三十七年一月一五日)

一三一四 「修身教会設立旨趣」を各府県町村長・

小学校長に呈する書（明治三十七年一月）

此ニ各府県町村長及小学校長ニ一書ヲ呈シテ

懇請スル所ヲ開陳ス

今般我國民ノ脩身道德ヲ振興スル目的ヲ以テ修身教会設立旨趣ヲ發表シ既ニ大臣閣下及府県知事郡長ヘ向ケ依頼状ヲ提出シタレバ此上ハ各町村ノ賛成ヲ得ント欲シ本書一本ヲ呈ス願クハ町村中へ御協議アランコトヲ追テ来月ヨリ雜誌ヲ発行スル筈ナレハ併セテ其事モ御吹聴セラレシコトヲ望ム今後ハ拙者自ラ地方ヲ巡回シテ其旨趣ヲ演述スル心算ナレハ其節ハ特ニ御厚配ヲ煩サンコト今ヨリ深く懇望スル所ナリ

哲学館ハ文部大臣ノ認可ヲ経テ本年四月ヨリ大学ヲ開設シ中学卒業生ハ直チニ大学本科ニ入ル、コトニ定メ之ト同時ニ大学部講義録ヲ発行シテ自宅独修ノ便ヲ与フルコトトナシタレハ併セテ御紹介ヲ乞フ又拙者監督ノ京北中学校ハ一昨年以來欧米教育視察ノ結果本年四月ヨリ更ニ改新拡張ノ見込ナレハ宜ク地方青年ニ御伝達アランコトヲ望ム

小学教育ニ妖怪ヲ説明シテ兒童ノ迷信ヲ解カシムルハ実ニ目下ノ急務

ナリト信シ從來發行ノ妖怪学雜誌ハ格外ノ廉価ヲ以テ小学校ノ申込ニ応スルコトニ定メタレハ序ナカラ其事モ御通知ニ及フ

明治卅七年一月

町村長及小学校長御中

哲学館主兼  
京北中学校長 井上四丁拜白

『修身教会設立旨趣』再版（明治三十七年一月一日）

一四一一 哲学堂由来記（明治三十七年七月）

哲学堂由来記

堂主 井上四丁

明治卅七年四月一日、哲学堂の落成式を挙行せり。其地は、東京府下豊多摩郡野方村大字江古田小字和田山にして、哲学館大学新築予定地なり。聞く所によれば、其地もと、和田義盛の城址にして、維新前には、毛利家の山荘となりしことありと云ふ。維新後は、一時茶園となり、其後麦田となり、傍らに松林あり、地勢おのづから丘陵を成し、遙かに富峰を望む。其下に一帯の清流あり、神田上水の源流なりといふ。本年四月、哲学館大学を開設するに当り、其紀念として此堂を建設せり。故に是れ哲学館大学紀念堂なり。其中には、釈迦、孔子、瑣克刺底、韓図の四大哲学者を標記せる扁額を懸く、故に或は之を四聖堂と称するも可なり。四聖は実に其本尊た

り。

此堂は、主として大学開設の記念なるも、之と同時に、哲学館事件の記念、修身教会発表の記念、日露戦役の記念となるものなり。先づ哲学館事件とは、明治卅五年十二月十三日、文部大臣より、突然、哲学館卒業生無試験検定の認可を取消すとの厳命を下されたる一事なり。蓋し其事たるや、余の洋行不在中に起りしも、仄かに聞く所によるに、同年十一月卒業試験を行ふに当り、文部省視学官隈本有尚氏臨監せられ、倫理科第三年級受持講師中島徳藏氏が、英人「ミュールヘッド」氏の倫理書を講本とし、其書中の動機<sup>〔マヤ〕</sup>扁の一節を批評を加へずして教授したりといふを聞き、甚だ不都合なりとの意見を文部大臣に報告せられたる結果なりといふ。其処置の当否如何に就きては、図らずも輿論を喚起し、各新聞雑誌の一問題となりたる事なれば、余が此に論ずるを要せず。唯其累を、毫も中島講師の教授を受けざるものに及ぼし、八十余名の生徒をして一時に方向を失はしめたるは、実に遺憾の至りなり。即ち此等の生徒は、此事件の為に犠牲となりたるものと謂ふべし。且つ其影響に至りては、哲学館創立以来の大打撃にして、大に館運の興廢に關係したることなれば、永く記念せざるべからず。故に哲学堂は、大学の記念と共に、此事件の記念とし、事の顛末

を記して、四聖に告げんとするなり。

次に修身教会は、余が欧米漫遊中、深く感ずる所ありて、帰朝の上、我國民の道徳を振興するには、各地に教会を設立せざるべからざることを唱へ、本年二月、紀元節を以て、雑誌を發行し、以て其旨趣を發表せり。而して四聖は正しく修身の本尊とすべきものなれば、哲学堂を以て其教会設立の記念を兼ねしむるなり。

日露戦役は、四聖に關係なきも、其事たる振古未曾有の大事変にして、哲学堂の建設は、正しく之と其年を同うせるを以て、偶然に戦役の記念となりたるなり。されば此役に忠死せられたる人の功績は、他日此堂に記して亦四聖に告げんと欲するなり。

斯く哲学堂は、一にして記念する所のもの四件あり。其堂は僅に三間四面にして、至つて狭小なりと雖も、其件はいづれも重大なり。其堂は木造にして朽ちることあるも、其件は永く忘るべからず。然れども、其件の大なるは即ち堂の大なる所以にして、其件の忘れられざるは堂の永く存する所以なり。余が哲学堂に題する言文一致流の詩あれば、左に掲ぐ。

維時明治甲辰春。哲学堂成結構新。三間四面室雖小。收尽東西大聖人。

講書一節欠加評。嚴命墜來哲学城。難奈是非無

訴処。独呼ニ四聖ニ仰ニ公明。

序に哲学館大学開設の時に、囁ける拙作一首を掲ぐ。

欲<sub>下</sub>興<sub>ニ</sub>大学<sub>ニ</sub>養<sub>中</sub>人材<sub>上</sub>。辛<sub>辛</sub>苦<sub>苦</sub>多年業始開。堪<sub>堪</sub>喜吾門  
今而後。有<sub>有</sub>朋必自<sub>自</sub>遠方<sub>方</sub>来。

『東洋哲学』第一編第七号（明治三十七年七月五日）

## 一四—二 哲学堂の記（明治三十七年九月）

哲学堂の記

哲学堂主人 井上円了

哲学堂は明治卅七年哲学館大学開設の記念として建設せるものなり、其中に釈迦孔子瑣<sub>判</sub>克刺底韓<sub>判</sub>図の四聖を標榜す、是れ其本尊なり、夫れ堂宇は三間四面にして四方正面の建築なり、大沢武田両学士を顧問とし、尾山新三郎氏を技師として造営せる所なり、堂の中央に柱脚四箇の天井より懸るありて自然に天蓋の形をなせり、是れ宇宙の形象を表示するの意なり、其中心よりガラス体の球燈を垂れ、其四柱より方形の香炉を釣るあり、即ち球燈の透明にして円体なるは心体を表し、香炉の不透明にして方形なるは物体を表するの意象なり、而して四柱は宇宙の四極を象る、此天蓋の四方に扁額を掛け、其額面に釈

聖孔聖瑣聖韓聖と題し、以て古今東西の哲学者を代表せんとす、(以上内部の装置は未だ竣工せず)今茲四月一日風和し気朗かなる時に方り開堂式を挙行し、群賢遠近より来り会し、清談雅遊終日に及べり、時に拙詠以て其一斑を模せり、

維時明治甲辰春、哲学堂成結構新、

室小雖無容膝地、高風自足養精神、

聞く所によるに此地もと和田義盛の城址たり、故に古来和田山の称あり、維新前には一時某侯の山荘となりしことありといふ、爾来物換り星移りて先に茶園となり、後に麦田となり、今は哲学堂の庭園となれり、而して将来は哲学館大学の敷地となすの予定なり、本堂は乾坤巽艮の隅位に向ひて開き、溪谷に臨み丘陵に対し、遠近の風光頗る佳なり、其西南面には遙に富士の雪峯の卓然として樹頭に秀出するを望む、其東南面には溪谷あり、之を斜断せる小流あり、其名を玉川と呼ぶ、玉川上水の分流なりといふ、之に駕したる小橋あり、其通称は四村橋<sub>しせち</sub>なり、蓋し四ヶ村の境界に当れるによる、然るに更に雅名を下して玉橋となす、是れ玉川橋の略なり、此溪谷を隔て玉橋より右方に亘り一帯の高原と相對す、之を鼓ヶ原(鼓岡)と称す、昔し和田の居城ありし時に此原頭にて鼓を鳴らして練兵をなしたりといふ、是れ其名の由来な

り、堂の東北面には竹林あり、其地名を葛ヶ谷と称す、竹林の右方に杉樹の並列せるあり、是れ社林なり、其中に老杉の鬱然たるあり神木を以て称せらる、其社を御靈社ごりょうしゃと名く、神功皇后を祭る所にして、葛ヶ谷の鎮座なり、此社林と玉橋との中間にして稍右方に当り数丁を隔てたる丘上に老松古杉の高く併立せるを見る、是れ又御霊社なり、之を中井村の鎮守とす、もと葛ヶ谷の本社より分立したるものなりと伝ふ、其右方に一個の煙突の高く聳ゆるあり、是れ落合の火葬場なり、是より更に右方に当り遙に二個の煙突の樹間に並列するを望む、是れ淀橋水道の工場なり、堂の西北面には茅屋数戸ありて散在す、之を東村と称す、其左方に当り田圃の間に校舎の伏在せるを望む、是れ江古田尋常小学なり、其右方の背面に当り茂樹の鬱葱たるあり、之を氷川の社林とす、是より東南面の玉橋に至るの間はすべて江古田と称す、而して其間の小部落を片山と呼ぶ、江古田村の一部なり、和田山も東村も共に江古田に属し、葛ヶ谷、中井は落合村に属す、和田山と片山との間にありて玉川の溪流に傍ひたる一帯の水田を仮りに古田と名く、其名を江古田の村名に取るなり、江古田及び鼓岡を隔て、新井村あり、村内の薬師は衆人の帰依する所なり、其距離僅に数丁に過ぎざれども、樹木の為に遮られて見ることを得ず、但し其鐘

声は朝夕林を穿ちて聞ゆ、堂の西方数間を離れて一帯の松林あり、其中に孤松の佇立するあり、之を俗に和田山の天狗松と呼ぶ、往時人ありて此松を伐らんとせしに、天狗の為に妨げられて果すことを得ざりきといふ、之を宜く妖松又は魔松と名くべし、此魔松と御霊社の老杉とは東西数十町を隔て、猶ほ見ることを得、是れ実には哲学堂の目標なり、本堂所在地は通称豊多摩郡野方村大字江古田小字和田山なり、

東京より来るものは目白停車場より西向して椎名町に入り、町の尽くる処より左折し葛ヶ谷を経て野方村字江古田に達するなり、其距離二十四五丁にして人車の便あり、左に拙作一首を掲げて来觀の諸君を迎へんとす、

目白行過一路長、椎名村外野方郷、

老杉如踞孤松立、兩樹迎君入我堂、

又哲学堂八景あり

- (一) 富士暮雪、
- (二) 御靈帰鴉、
- (三) 玉橋秋月、
- (四) 氷川夕照、
- (五) 薬師晚鐘、
- (六) 古田落雁、
- (七) 鼓岡晴嵐、
- (八) 魔松夜雨、

『東洋哲学』第一編第八号(明治三十七年九月五日)

一五一一 哲学堂図書館設置開申書

〔大正五年五月二四日〕

私立図書館開設ニ付開申

昨秋御大典紀念トシテ造営セシ図書館ノ内容整頓候ニ付六月ヨリ公開スルコトニ相定メ此ニ開申仕候

館内所蔵ノ図書ハ拙者が明治二十年以來私財ヲ投シテ購入セシ数万ノ蔵書中特ニ明治維新前ノ著作ニカ、レ、ル和漢古書二万一千冊余ニ有之候

一 名称

哲学堂図書館〔創設〕「或ハ哲学堂御大典紀念図書館」ト名ク

一 位置

東京府豊多摩郡野方村和田山哲学堂庭園内

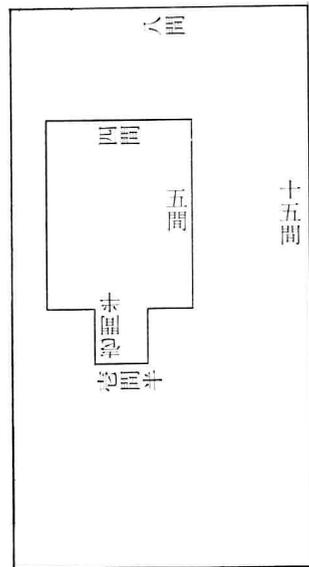
一 経費及維持方法

閲覧料ヲ徴集シテ経費ニ充ツ若シ不足ノ分ハ拙者自費ニテ支弁スベシ追テ将来ハ基本金ヲ積立ツル心算ナリ

一 敷地及建物

哲学堂庭園ノ一隅幅八間長十五間其地積百二十坪ノ地内ニ建設ス

建物ハ木造瓦葺二階建其建坪式拾式坪式合五勺



一 開館年月日

大正四年十月二十四日ニ建築落成披露ヲナシタルモ公衆ノ閲覧ヲ許スハ大正五年六月四日ヨリトス

一 館則

閲覧日ハ当分ノ内三月初ヨリ十一月末マテ九ヶ月間ノ毎週日曜日トス而シテ閲覧時間ハ三月十月十一月ハ午前九時ヨリ午後四時マデトシ四月五月六月七月八月九月ハ午前八時ヨリ午後五時マテトス

追テ基本金ヲ積立閲覧日ヲ増加スル見込ナリ

入館スルモノハ必ズ備付ノ帳簿ニ姓名住所職業ヲ鮮明ニ記入スベシ

館内ノ雑費ヲ補助スル為ニ閲覧料一人ニ付金式錢ヲ徴収ス

其領収ノ証トシテ閲覧票一枚ヲ交付ス更ニ閲覧票ヲ請求  
スル度毎ニ金式錢ヲ納ムベシ

一時ニ閲覧スル書籍ハ五冊ヲ限リトス（帙入ハ壹帙）若  
シ一時ニ五冊以上ヲ閲覧セントスルモノハ別ニ閲覧票ノ  
交付ヲ請求スベシ

入館者ニシテ一時所用ノ為ニ館外へ出ヅルモノハ書籍ハ  
勿論スベテノ携帶品ヲ館内ニ留置キ混雜ノ際ハ外出券ヲ  
受取置クベシ然ラザレハ借覽書冊ヲ受付ニ預ケ置クベシ  
若シ外出後一時間ヲ過キテ帰館セザル場合ニハ更ニ入館  
ノ手續ヲナスヲ要ス

閲覧者ハ成ルベク公德ヲ重ンジ図書ヲ毀損セサル様注意  
セラレンコトヲ望ム万一毀損ノ場合ニハ必ズ弁償セラル  
ベシ

シ  
閲覧者ハ隨時館内ニ揭示スル諸規則ハ必ズ之ヲ遵守スベ  
シ

以上

大正五年五月二十四日

設立者 文学博士井上円了<sup>㊦</sup>

東京府知事 法学博士井上友一殿

『大正五年 学事 私立学校 第一種 東京府冊ノ四十』  
東京都公文書館所蔵

一五—二 哲学堂図書館設置開申追加書

〔大正五年六月九日〕

私設図書館開設ニ付開申追加

一 図書館ノ名称

哲学堂図書館

一 設立者ノ現住所及族籍

東京市本郷区駒込富士前町五十三住

東京府平民 井上円了

右開申追加仕候也

大正五年六月九日

設立者 井上円了<sup>㊦</sup>

東京府知事 法学博士井上友一殿

『大正五年 学事 私立学校 第一種 東京府冊ノ四十』  
東京都公文書館所蔵

一六 財団法人哲学堂寄附行為認可申請書

〔大正八年一〇月一三日〕

財団法人哲学堂寄附行為認可申請

故文学博士井上円了ノ遺言ニヨル財団法人哲学堂寄附行

為御認可相成度此段及申請候

追テ本寄附行為ノ目的及資産ニ関スル根本ノ規定ハ前示  
 円了ノ遺言(裁判所ノ檢認済)ニ係リ其余ノ規定ハ裁判  
 所ノ補充ノ裁判(別紙決定謄本参照)ニ依レルモノニ有  
 之候条右申添候也

大正八年十月十三日

故井上円了遺言執行者金子恭輔代理人

麹町区八重洲町一丁目一番地 岡山 陽印

文部大臣 中橋徳五郎殿

〔別紙〕

財団法人哲学堂寄附行為

第一条 本財団ハ文学博士井上円了カ国家社会ノ恩ニ報

セムカ為メ精神修養の公園、社会教育ノ道場、

哲学実行化ノ趣旨ヲ以テ建立シタル哲学堂ノ維

持経営ニヨリ哲学ヲ基礎トセル社会教育ノ普及

ヲ図ルヲ以テ目的トス

第二条 本財団ハ財団法人哲学堂ト称ス

第三条 本財団ノ事務所ハ東京府豊多摩郡野方村大字江

古田字東和田三十二番地ニ置ク

第四条 本財団ノ資産ハ井上円了ノ寄附シタル不動産及

動産トス

第五条 本財団ノ資産ヨリ生スル收入、入場料其他ノ収

入ハ之ヲ財団ノ経費ニ充テ剩余アルトキハ資産  
 ニ編入ス

第六条 本財団ノ資産ハ哲学堂ノ維持経営上必要已ムヲ

得サル場合ニ限り理事全員ノ同意ヲ得テ之ヲ処  
 分スルコトヲ得

第七条 本財団ヲ解散スル場合ニハ理事全員ノ同意ヲ得

且ツ主務官庁ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス

第八条 本財団解散スルニ至リタルトキハ資産ハ本財団

ノ目的ニ類似スル国ノ事業ノ為メニ之ヲ処分ス

第九条 本財団ノ理事ハ三名トス

理事中ノ一名ハ井上円了家ノ戸主一名ハ金子恭

輔之ニ当リ他ノ一名及金子恭輔退任ノ場合ニ於

ケル其後任者ハ井上円了家ノ戸主タル理事之ヲ

選任ス 選任ニヨル理事ノ任期ハ二ケ年トス

第十条 本財団ノ事業年度ハ四月一日ニ始マリ翌年三月

三十一日ニ終ル

第十一条 本財団ノ予算決算ハ毎年度理事全員ノ同意ヲ

得ルコトヲ要ス

第十二条 本寄附行為ハ其目的及資産ニ関スル事項ヲ除

キ理事全員ノ同意ヲ得且ツ主務官庁ノ認可ヲ得

テ之ヲ変更スルコトヲ得

添附書類目録

一、遺言書（哲学堂ニ関スル部分）

一、戸籍謄本

一、裁判謄本

一、財産目録

附属書類

一、土地登記簿謄本

一、建物目録

一、哲学堂略図

一、図書目録

一、陳列品目録

一、什器目録

一、預金残高証明書

一、東洋哲学第二十六篇第二号所載井上円了論說「哲学に於ける予の使命」

右ハ財団ノ目的ニツキ遺言ノ解釈上必要ナル材料

ニツキ特ニ添附ス

一、哲学堂ひとり案内

一、哲学堂会計報告（大正四年度ヨリ大正七年度ニ至ル）

一、哲学堂絵葉書

〔添付書類〕〔略〕

『大正八年 学事 教育法人 第一種 冊ノ八二』

東京都公文書館所蔵

## 一七 修身教会附属中学講習会設置

〔明治三八年九月〕

修身教会に附属して中学講習会を設置すべし

井上円了

今回の大戦に我軍が連捷の名譽を博したるは、其原因主として皇祖の冥護と陛下の威徳とにより、併せて我國民の精神と知識とによるは明かなり、即ち其精神とは祖先以來養成したる忠君愛國の氣象にして勅語の所謂國体の精華なるものなり、其知識とは近年普通教育の進歩によりて國民一般の智能を開発せるに至れるをいふ、然り而して戦争は我目的にあらずして一時の手段に過ぎず、其期する所は東洋の平和を永遠に維持せんとするにあれば、今より平和の経営を計画せざるべからず、其第一は実業の發達なり、第二は公德の養成なり、第三は宗教の改良なり、此三者の準備として昨年以來本会の旨趣を發表し、各町村に修身教会を開設するの急務を唱導せり、而して其会たるや主として道徳を振興するにあれば、之と同時に知識を進長する方法を講せざるべからず、是れ十有余年前に於て哲学館内に開設せる中学講習会の目的とする所なり、元來此講習会は日清戦役の當時に起り、毎

年。中。学。講。義。録。を發行して中等教育の普及を図り、以て文  
武兼備智徳両全の人物を養成せんことを期せり、然るに  
今日の戦争は昔日の百倍し、随て其影響の重大なるこ  
と同日の比にあらず、是に於て戦後の経営に対しては大  
に中学講習会を拡張して、中学講義録の普及を計らざる  
べからず、是れ余輩の戦勝を祝し、且つ国家に報する所  
以の道なりと信ず。

修身教会の目的は道徳の普及にあれども、知識の進歩を  
待つにあらざれば其目的を達し難し、而して知識の進歩  
は小学教育を以て足れりとせず、更に進て中学教育の普  
及を計らざるべからず、然るに中学校は各県に其少きは  
二三校、其多きは七八校に過ぎざれば、各町村の子弟を  
して之に入らしむること能はず、之に加ふるに家事上の  
都合にて就学し難きもの多々あり、是に於て中学講義録  
の講習を要するなり、故に修身教会に附属して中学講習  
会を設置するを目下の急務とす。

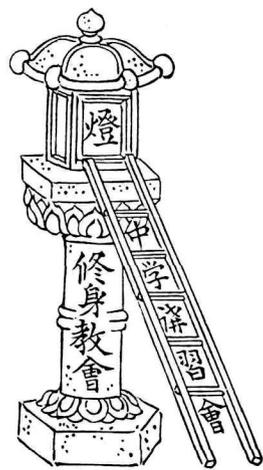
従来中学講習会にて発行せる中学講義録は今度読修者に  
更に一層の便宜を与ふる為に規則の改正をなせり、其主  
要なる点は左の如し、

- 一、従来貧生特待法として会員六人以上を紹介したる  
ものには、一部づゝ無料贈呈する規程ありしが、今  
度此特待法の外に更に左の規程を設く、

毎月講義録の費用を計算して過剰あるときは、其利  
益を会員と共に享有する方針を取り、一定の人員を  
限り別種の講義録を無料にて贈呈する方法を設く、  
但し会費既納の者にあらざれば此特典に預ることを  
得ず。

其人員を定むる法は公平を保つ為に毎月本会に於て  
一定の立会人を置いて抽籤を行ふこととす、当籤者の  
姓名は其都度講義録の紙上に広告すべし（其詳細の  
手続は中学講義録規則第十二条特典の下に出づ）、

- 一、従来地方部講習会に本部支部の別を置きたるも、  
今回は其別を廃し、単に地方部講習会とし、会員六  
名以上を改めて五名以上とし会長及び講師を置くこ  
ととす、講師には講師嘱托の通知書を発送すべし、  
（其細則は中学講義録規則第十三条に出づ）、



一、中学講義録を修了したる上は、哲学館大学及京北中学校に入学上の便宜を得る外に更に進んで哲学館大学講義録全三科の内一科を修了したる場合には、哲学館大学より准得業の証書を授与すべし、(規則第十二条を見よ)

左に中学講習会沿革及中学講義録規則を掲ぐ、

中学講習会沿革(即ち中学講義録發行旨趣)

中学講習会は明治廿七年日清戦役の時に開設し毎月二回講義録を發行し、小学卒業の諸子に文部省所定の中学全科を自宅に於て独修せしむる路を開きたるものなり、其当時左の協賛を得て發行せり、

文学博士 加藤 弘之 文学博士 島田 重礼

文学博士 黒川 真頼 文学博士 井上哲次郎

文学博士 元良勇次郎 理学博士 石川千代松

(以下略之)

各科の講述は多く帝国大学出身の文学士理学士の諸君に依頼し、此に十有余年の久しきに及び、先に日露戦争に際し、講義録に一大訂正を加へ、大に拡張する所あり、其旨趣左の如し、

中学講義録改正増補發行旨趣

日露の平和此に破れて、宣戦の大詔は下れり、是に於て本会の主義たる文武兼備、義勇奉公の旨趣を普く全国の

青年に告げ、此際広く會員を募集せんとす、

開戦の今日にありて既に召集せられ従軍せるものは、固より読書講学の暇なしと雖も、家にありて業を執る者又は丁年未滿の者は此際業務の余暇を以て講学を怠らず、殊に他日戦勝国の国民となるには、中学程度の普通学を修得すること最も急要となす、然るに開戦の影響として小学卒業の上進で中学に入ること能はざるもの多々あり、此の如き者に対し本会は教育勅語の聖旨を奉戴し、中等教育普及の目的を以て中学講義録を發行し、以て中学程度の学科を自宅に於て独修せしむる便を与ふるなり、先に初て本講義録を發行せしより忝くも

皇太子殿下、常宮殿下、周宮殿下、北白川若宮殿下の電覽に接するの光栄を得、爾来既に十有余年會員の数十万の多きに上れり、以て其広く世間に歓迎せられしを知るべし、依て今般大に刷新を加へ、面目を一変し、先年文部省より発布せられし中学各科表及教授細目に照し、更に学科を増補し、鉱物、三角術、用器画、体操等の諸科を加へ、毎号新に刊行して益々會員独修の便を計る、又通読の上は地方に居ながら試験を受くる路を設き、受験の上は更に特典を与ふる方法を設け、會員に取りては昔日に数倍せる便宜を得ることゝなれり、今や日露の媾和既に成り、我邦の面目大に一新せんとす、此時に当り講義

録も亦面目を一新して、読者に更に幾層の便宜を与へんと欲し、会員特待の方法及講習設置の規則を改正せり、左の規則の条下に就きて見るべし、

(編輯及講述講師) 先年初て本講義録を發行せし以來、十周年の間、年々多少の修正を加へ、或は増補する所ありしが、今度更に一大改増を為すに当り、各科の受持は現に中等教育に従事し、或は多年中学校に就職したるものにして、実地の経験に富める教師に分担を請ふことに定め、主として京北中学校教師に起草を依頼したり、其受持は左の如し、

哲学館大学及 京北中学校教師	井上 円了	京北中学校教師	足利 衍述
哲学館大学及 京北中学校教師	杉谷佐五郎	哲学館大学及 京北中学校教師	今村 猛雄
哲学館講師兼 京北中学校教師	田中 治六	京北中学校教師	三石 賤夫
京北中学校教師	神崎 一作	京北中学校教師	西脇 玉峰
京北中学校教師	三島定之助	京北中学校教師	宮田耀之助
京北中学校教師	安藤 一弘	京北中学校教師	松浦与三松
元哲学館講師兼 京北中学校教師	小日向定次郎	日比谷中学校教師	小林 辰藏

(其他略之)

作文添削主任	田中 治六 足利 衍述 神崎 一作	試験委員	田中 治六 安藤 一弘 宮田耀之助
会長及編輯總裁		文学博士	井上 円了

中学講義録規則 即ち中学講習会規則

第一条 (目的) 本会は東京市小石川原町哲学館大学内に設置し、通信を以て文部省所定の中学諸科を教授するを目的とす、

第二条 (方法) 本会は通信教授の方法として中学全科を初後兩学年に分ち、毎月四号合本二冊、五日及二十日を以て講義録を發行し、会員に限り之を配付す、

初学年講義録掲載科目 (明治三十八年十一月より此改正科目によりて發行)

- 一、修身 一、国語 一、漢文 一、日本地理
- 一、日本歴史 一、東洋歴史 一、算術 一、代數
- 一、物理 一、博物(鉱物及植物) 一、英語
- 一、會話(英語) 一、習字 一、図画(毛筆) 一、作文

後学年講義録掲載科目 (明治三十八年十一月より此改正科目によりて發行)

- 一、修身 一、国語 一、漢文 一、作文
  - 一、英語 一、會話(英語支那語若くは朝鮮語)
  - 一、万国地理 一、西洋歴史 一、代數及三角術
  - 一、幾何 (本) 一、化学 一、博物(動物及生理)
  - 一、日本歴史 一、地文 一、図画(用器画) 一、体操
- 右は今後毎年十一月五日に第一号を發行し、以下逐号順次發行、但し十一月に限らず、何時申込あるも其金額に相当する講義録を初号より順次又は一時に發送すべし、

第三条 (入会) 本規則に従ひ会員たらんと欲する者は、

何人を問はず何時にても之を許す、但し入会の節は必ず別記甲号及乙号書式に従ひ、入会金及会費を添ふべし、○最初、初学年へ申込むときは甲号書式によるべく、其後の送金はすべて乙号書式によるべし、

(注意) 国郡住所姓名は楷書にて記入し、若し住所を転したる場合には必ず旧住所何々と姓名の右傍へ新旧両住所を併記し置くべし、  
○書状の表紙にも成るべし姓名の上に国郡村の外に中学講習會員何学年と記入あるべし、

第四条(会費) 會員たるものは左の表に従ひ、最初入会申込の節、一度入会金を納め、其後毎月会費を納むべし、

入会金十二銭				会費	地方居住者	東京市内居住者
一ヶ月	参拾五銭	同	上	同	上	
二ヶ月	七拾銭	同	上	同	上	
三ヶ月(前納)	壹	同	上	同	上	
半年(同上)	貳	同	上	同	上	
一年(同上)	四	同	上	同	上	

半年分一小时前納者へは入会金を半額に減し、一年分一小时前納者へは入会金全額を免除す。

郵券代用一切謝絶

其他左記の資格者には特別に入会金を免除し若くは減額すべし、

入会金全免	本館々友館實、軍人、警察員、若くは学校、学会、役場、寺院等の団体の参考用に於て標準証書等を要せざる者、若くは地方部講習会にて一時に十名以上入会したる場合、
入会金半減	〔本〕木館創立員公私諸学校教員及生徒にして其校の証明ある者若くは貧生にして証明ある者、若くは地方部講習会にして一時に五名以上入会したる場合、

第五条(前納) 会費は毎月三十日限り翌月分を前納すへし、若し既納の会費尽くるときは、更に送金あるまで講義録の発送を停止す、

第六条(領収) 入会金及会費を納金するときは講義録を配附するを以て別に領収証を發送せず、若し発行期日後十五日以上を過ぎて講義録到着せざるときは、其旨郵便を以て通知すへし、(若し返事を要する場合には往復端書を以て問合すべし)、

第七修(退会) 本人の都合に依り會員を辞したるときは、既に受領したる会費の残金あらば之に対する講義録を送附し、現金を以て返還をなさず、若し又会費滞納二ヶ月以上に及ぶときは退会と見做すへきを以て、講義録の再送を請ふ場合には更に入会の手続をなすべし、

第八条(送金) 入会金及会費送附方は東京市小石川区原町哲学館大学會計掛へ宛て差出すべし、

第九条(質問) 會員にして講義録中に疑問あるときは通



にして、毎月二回講義録を発行し、会員の質問に応じ、試験を行ふ等、全国の講習会の中心となるものを云ふ、

地方部は各市町村に於て本会発行の講義録の読修者五名以上ある場所に之を置き、会員時々相会して講義録の講習を為すものを云ふ、

地方部講習会には必ず会長一名を定めて本会へ申出で、会員の入金及会費は其都度会長より一纏めにして送金すべし、本会は之に対して会長へ宛毎回講義録を合送すべし、(会員の入会金の減免規定は第四条を参見すべし)、会長は会員中より定むるも、会員外より定むるも、其地方の適意に任ず、

講習会に対しては控本の見込にて毎回講義録一部づゝ贈呈す、会員十名以上に達するときは其会の望により二部づゝ贈呈すべし、其他之に準ず、但し会員の数減じて一定の人員に達せざるときは、何時にても其取扱を取消すべし、

講習会開設は講義録広告欄内に広告し、且つ別記丁号書式の通知書を發送すべし、

会長の請求により本人に講師を囑托することあるべし、其節は本人より履歴書を差出すべし、○小学教員の免状あるもの中学校の卒業証を有するもの、若くは之と同等以上の学力ありと認定したるものには、戊号の講師囑托の通知書を發送すべし、但其發送は講習会開設後滿三ヶ月に達したる時に於てすべし、(前項丁号通知書も同時に發送す)

講師は必ず会長之を兼ね、時々会員を集め、講義録に就きて教授の勞を取るべし、其勞に対する謝儀は、会員との協議により適宜に定

むべし、

(注意) 若し一市町村にして会員一定の人員に充たざるも他の哲学館大学講義録読修者を合して五名に充つる場合には、哲学館大学講義録規則第十三条により、哲学講習会を開設するを得べし、

第十四条 (特待法) 貧生には講習会の規則に従ひ、会費全免の取扱を為すべし、

貧生にして特待を受けんと欲するものは、前条の講習会規則に従ひ、一定の会員を募集して講習会を設置すべし、然るときは本人は毎回贈呈の控本に就きて読修するを得べし

附則 (作文) 作文は凡そ一年三回とし、予め文題を設け、期日を定めて作らしめ、一回毎に賞状又は賞品を贈るべし、○会員中の応募者は自作の文章に毎回添削料及返信料として金五錢(郵券代用六錢)を添へて申込べし、○添削の節は優等の分五種乃至三十種を撰拔し、其姓名を講義録紙上に広告し、且つ賞状又は賞品を授与すべし、若し特別優等の分は其文章を講義録(又は雑誌)の上に登載することあるべし、

(標章図形) 本会々員章図形左の如し、(初学年会費半分に達したる節渡す分)、



一、実物は銀製  
 一、形は三種神器の一なる八咫の鏡に取る  
 一、鎖も銀製

本会帽章図形左の如し、(後学年会費半年に達したる節渡す分)、



金鍍金  
 文武兼備  
 を表す

初学年及後学年通読章図形は色刷なれば之を略す、

(式書号甲)

中学講義録申込書

今般費会規則ニ本ツキ中学講義録ヲ読修致度左ノ通  
 リ入会金及会費相添申込候也  
 入金金  
 一金何程也  
 会費何ヶ月分  
 合計金何程也  
 何為替  
 右申込者 国郡住所  
 年月日 何 誰  
 中学講習会御中

(意随紙用)

(式書号乙)

中学講義録会費送金通知書

一金何程也 会費何ヶ月分  
 何学年講義録第何冊ヨリ第何冊ニ至ル  
 右送金者 国郡住所  
 年月日 何 誰  
 中学講習会御中

(意随紙用)

(式書号丙)

中学講義録修業証書

氏名

右者本会発行ノ中学講義録ヲ読修シ左ノ学科ノ試験  
 ヲ經タリ依テ茲ニ其修業ヲ証ス  
 (此処ニ学科目記入)

年月日

中学講習会長文学博士 井上円了 印

(式書号丁)

通知書

地方部 中学講習会

右本会規則第十三条ニヨリ左ノ場所ニ之ヲ置ク  
 何国何郡市何々

年月日 中学講習会

(式書号戊)

何地中学講習会長

右同所講習会講師ヲ囑トス

年月日 何 某

中学講習会長文学博士 井上円了 印

以上の規則は卅八年九月之を改正し、十一月五日発行の講義録より実施すべし、

明治卅八年九月

東京市小石川原町哲学館大学内

中学講習会

『修身教会雑誌』第二一号(明治三八年九月一日)

一八 国民道德普及会旨趣・参考条目

〔大正五年六月改訂〕

国民道德普及会旨趣

野生は明治三十七年頃より精神過勞の結果、神經衰弱症にかゝり、閑地に就きて加療を要することになり、二十年來独力經營せる哲学館大学（改称東洋大学）を退隱し、野生より財産十三万五千余円を挙げて之を学校に寄附し、以て財団法人を組織し、其經營を全く後継者に一任し、病氣療養の傍ら積年の素志たる御詔勅の聖旨を全国に普及開達せんと欲し、国民道德普及会（初名修身教会）を設立するに至り、明治三十九年より向ふ十五ヶ年間を期し、各県各郡各郷巡講の途に上れり、其旨趣左の如し。

近來我國民の智識日に勃興し、道德月に廢頹し、智徳の並進伴行せざる傾向あるは、豈奇怪なる一現象にあらずや。其原因もとより一ならずと雖も、要するに学校以外に道德教育を授くる処なきに由る。之に反して西洋諸國は学校以外に日曜教会ありて、毎週精神の修養をなさしむ。顧ふに彼國々に於て人民の智識と共に徳義亦進み、就中社会道德、実業道德の大に發達せるは、蓋し此教会

の效果なりといふも過言にあらざるべし。果して然らば我邦に於ても、今より各町村の神社、寺院、教会又は学校、若くは適宜の場処に於て国民道德の大本たる教育勅語及び戊申詔書の聖旨を敷衍開達して、小学校卒業以上のものを教訓指導し、以て町村の老弱男女をして悉く道德の修習をなさしむるは、実に目下の急務なりとす。戦後の經營も国運の發展も之より先きなるは莫く、風俗矯正、公德養成の方法も又此外にあるべからず。是れ即ち直接には社会教育を授くる所以にして、間接には家庭教育を施す所以なり。不肖門了学浅く徳薄く、之に加ふるに菲才微力なりと雖も、聊か此旨趣を普及して 皇恩の万一に報答し奉らんと欲す。是れ国民道德普及会の主旨とする所なり。

其普及の方法

年中の大祝日大祭日、若くは一般町村の休日、又は小学校の同窓会、郡町村の教育会、青年会、婦人会等、又は神社の祭日、寺院の縁日の如きすべて多数の町村民の会合する場合には、必ず御詔勅を捧読し、引き統きて教育家、宗教家又は町村の名望家が講師となり、諄々として聖訓を敷衍し、其実践を奨諭し、老弱男女の心裡に徹底せしむるを期すべし、或は特に毎月一定の日を定めて開会するも可なり、其方法の詳細の如きは各町村巡講の時に説明することゝなす。

拝告

今後日本國民は世界の大勢に通し、各国の実情を知る

を要し、忠孝の大道も富強の方策も必ず人文の進歩に伴ひ、進取的活動的開發の方針を取るを要す、野生幸に地球を一周すること三回、赤道を經過すること四回、欧米各国の周遊三回、印度南洋濠洲南阿南米の歴訪各一回、支那旅行回数にして、足跡を五大洲に印したれば、御詔勅を敷衍するにも成るべく実地見聞觀察せる事実を参照引用して講述することに務む、(其序に野生の先年研究せし妖怪迷信の結果をも御依頼に應じて演述すべし)、

以上の旨趣を全国各処に普及する為には、一郡内にて凡そ少なきは二三ヶ所、多きは七八ヶ所位開会したき所望なり、之に關し予め県庁の御援護、郡市役所、町村役場の御配慮、教育家宗教家及有志家の御助力を偏に懇請する所なり、

地方開会に就きての事項は左の場所へ照会せらるべし、

東京市本郷区駒込富士前町五十三番地

国民道德普及会事務所

大正五年六月改訂

国民道德普及会長

私立東洋大学名誉学長  
京北中学校名誉校長  
兼和山田山哲学堂主

文学博士井上円了

(備考) 本会は会員を募集せず分会も支部も設けざること

とに定む。

参考条目(地方開会に關する事項)

井上会長の地方出張町村巡講に關し有志諸君より種々照会あるも、之に対し一々回答し難ければ、其手数を省く為に、左に二三の条項を掲げて発起諸君の参考に備ふ。

地方出張町村巡講中は国民道德普及の旨趣の外に教育、宗教、倫理道德、妖怪談、旅行談、等に関し広く學術上の演説講義の依頼に應ぜられ、且つ開会經費を補助し旁ら哲学堂維持金を積立つる見込にて広く揮毫の需に應ぜらるゝ事、(哲学堂の由来記は別紙に掲ぐ)

### 一、演 説

演説は所望に應じ一日中一ヶ所に於て前後二席を重ねらるべきも、其時間は特別の事情なき限りは總じて二時間より多からざること○前後二席の中間に十分間の休憩を設くること○演説は左の四十題中より開会地の事情に比較して予め適意に一二題選定ありて差支なし、(一題凡そ一時間の見込)但し二題選定の場合には一題は必ず甲種中より選定せられたし、

### 甲種演題(二十題)

- (一) 国民道德大綱、
- (二) 教育勅語大意、
- (三) 戊申詔書大意、
- (四) 忠孝為本説、
- (五) 国体精華の説明、
- (六) 公益世務の解釈、

- (七) 義勇奉公談、
- (八) 世界人文の大勢、
- (九) 國運發展の道、
- (十) 戦捷の結果と戦後の経営、
- (十一) 勤儉治産論、
- (十二) 自強不息説、
- (十三) 実業振興策、
- (十四) 公德養成法、
- (十五) 社会教育一斑、
- (十六) 家庭教育談、
- (十七) 精神修養法、
- (十八) 風俗矯正法、
- (十九) 青年の心得、
- (二十) 婦人の心得、

乙種演題 (二十題)

- (廿一) 教育と宗教との関係、
- (廿二) 倫理と宗教との異同、
- (廿三) 哲学と宗教との別、
- (廿四) 知識と信仰との別、
- (廿五) 仏教の人生観、
- (廿六) 安心立命談、
- (廿七) 仏教の将来、
- (廿八) 靈魂不滅論、
- (廿九) 未来有無説、
- (三十) 迷信論、
- (三十一) 妖怪総論、
- (三十二) 心理的妖怪、
- (三十三) 幽霊談、
- (三十四) 西洋最近の実況、
- (三十五) 南半球周遊談、
- (三十六) 海外移民の近状、
- (三十七) 南米視察談、
- (三十八) 濠洲及南阿旅行談、
- (三十九) 印度内地旅行談、
- (四十) 日本風俗と欧米風俗との相違、

二、揮毫

揮毫は開会経費補助の目的にて、有志者に対し額面掛物等の依頼に依ぜられ、開会の当日、演説の前後に揮毫せらるゝに付前以て其準備ありたし、○各会場に集まりたる揮毫の謝儀は之を合計し、其半額を会場の方へ寄附すべし、若し経費補助の必要なき場合には、其町村の教

育、慈善公共事業の方へ当嵌められたし、而して他の半額は哲学堂建築費及び維持費に充つるものとす、○開会に關し発起者中特別に奔走尽力せられたる諸氏に対しては、御札の心得にて揮毫又は著書を進呈すべし、○揮毫に用ふる用紙と墨とは、開会の場所にて備置、且つ支弁ありたし、各開会地に於て揮毫取扱の為に便宜上予め其主任者を定め置かれたし、(○揮毫に対する謝儀の金額は、もとより各自の随意たるべきも、従来発起諸氏より他地方の振合を示す様切に請求せらるゝに付、先年哲学館大学寄附金募集の際、仮りに定めたる内規あれば、別紙に写録して、揮毫主任者の手許まで参考用として差置ことゝなす)、

三、旅費

巡講中の宿泊料は各地の会場の方にて負担せられたし、○前後会場よりの送迎費即ち舟車代、人夫代等は成るべく各所にて負担ありたし、但し東京よりの往復費、及び遠距離の旅行費は此限りにあらず、

四、雑項

巡講中は随行員一名同行すること、○巡講中午前は甲地方より乙地方へ移る旅行時間とし、午後は演説講義の時間とし、演説の前後及夜分は揮毫の時間とす、若し特別の事情ある時は交渉の上演説時間を変更せらるゝも妨な

し、○巡講中会長は極めて多忙なれば、多人数の懇親会慰労会は凡て謝絶す、(但し二三人位の少数なる発起諸君と宿所に於て晚餐を共にし、互に膝を交へて談話を交換するは、会長に於て却て自ら望まるゝことゝす、)○開会日取は前後の都合を計りて定めざるを得ざれば、当方より凡そ一二週間前に通知を發することゝす、○当日甲地方より乙地方に移る時間及び道順等は予め双方にて打合せ置かれたし、○開会の町村にては成るべく其最寄の各村より聴衆を集むるやう広告又は通知の取計ありたし、○旨趣書類数葉入用の節は左名宛申込まれたし。

東京市本郷区駒込富士前町五十三番地

国民道徳普及会

東洋大学附属図書館所蔵

一九 日本全国巡回講演統計表 (大正八年八月)

〔表は次頁〕

『東洋哲学』第二六編第七号 (大正八年八月二五日)



## 第三節 書 簡

## 二〇 父井上円悟宛書簡（明治二二年八月二八日）

〔朱書〕  
今度之各宗管長協議会ノ事情ニヨリ来月上旬中

二兩三日之閑アラハ一夜がけニ帰省スル事も難斗  
其事ハ后報」

今朝御親書拝読仕候帰省之事度々御催促ニ預り私も一日も早く帰省心掛居候へ共何分帰朝早々多事ニ而哲学館も不得止儀有之新築ニ決議致候処来月二十日迄ニ五千円入用と相成先日來昼夜奔走致居候へ共中々困難ニ御座候五千円之金ハ実ニ容易ナラサルモノニ候其外仏教ノ前途ニ付非常苦心罷在候政府ニハ耶蘇教主義ノ人ノミ有之大臣參議ハ皆耶蘇教方ト相成候本年憲法発布之時耶蘇教自由ト相成、近日社寺局も相廢し寺院之墓地取払候様ニモ聞及候寺院ノ境内モ取上ケニ相成、本山管長廢止ニモ相成、住職僧侶ノ名義も被廢候ハ、仏教ハ廢滅ハ必然ニ候、今日ノ勢ニテハ此廢滅之時機も遠からず到来可致ト存し候別シテ条約改正ニ相成内地雜居ヲ公許スルニ至ラ

ハ耶蘇教ハ忽チ大勢力ヲ得仏教ハ無論廢滅之儀ニ候明年国会開設ニ相成候も国法ニテ僧侶ノ出席權差止メラレ候ニ付議院出席不相成候然ルニ耶蘇教家ハ平民ノ資格ニ候ヘハ宣教師ハ出席權ヲ有し候然ルニ仏教家ハ黙々トシテ安心致シ人民皆憲法ノ恩風ニ浴スルモ自分ノ其風ニ浴スルノ榮ヲ得ズ社寺局廢止、寺院取上目前ニ迫リシモ恬トシテ顧ミサルハ実ニ睡ルトヤ云ハン死スルトヤ云ハン本山モ僧侶末寺ト共ニ眠リ居候其有様ハ実ニ傍觀坐視ニ忍ヒサル儀ニ候若シ政府ニテ寺院仏教廢止ノ旨趣ニ候ハ、何程田舎ノ一寺院ニテ勸学布教シテ勉強ストモ全く無功ニ候管長廢止ニ相成本山滅絶致候遂ニハ慈光寺一ヶ寺依然トシテ存スヘキ理無之候日本全国ノ仏教死スル日ニハ越後ノ仏教ノミ活キル理無之候本山願ルレハ末寺ハ之レト共ニ類レ御門主廢セラレハ僧侶之レト共ニ廢セラレ、ハ必然ニ御座候今ヤ日本全国ノ仏灯將ニ滅セントスルノ時ナリ今ヤ仏教惣体之為メニ生死ヲ決セサルヲエサル危急存亡ノ秋ナリ此憲法国会ノ期ハ万世ノ国基ノ立ツ所ニシテ今ニシテ仏教下風ニ立ツトキハ万世挽回スル見込無之候実ニ危急ノ時ナリ九死一生ノ日ナリ一ヶ寺、一住職ノ為メニ汲々スルノ時ニアラス一地方、一部落ノ為メニ奔走スヘキ時ニアラス

私儀ハ此仏教惣体ノ存廢ニ付多年苦心ニ罷在今ヤ九死一

生ノ危急ニ相迫リ候得ハ必死ノ勢ニ而セメテ来年国会前ニ何トカ仏教護持ノ一方相立度一人ニテ其途ニ当リ昼夜心痛有之候若シ国会后ニ至リ候ハ、兎テモ仏教挽回ノ策トテハ無之候ニ付此頃ヨリ其振起法ヲ立案致居明後日芝、青松寺ニ於テ各宗管長代理相集メ協議ニ附シ来月上旬ニハ総管長ノ會議ヲ開キ再協協議ニ及候其決議ニヨリテハ政府ヘ大建白致ス決心ニ而今度ノ大運動ハ仏教ノ生死ヲトスル運動ナレハ私モ一身ノ方向進退生死等ヲ顧ミル暇無之候田舎ノ一寺院ノコト位ハ之ヲ二三年其儘ニ打捨テ置クモ別段仏教上ニ困難ヲ来ス程ノコト無之候ヘ共政府ニ対シテノ運動ハ今日一タヒ之ヲ失ヘハ万代挽回ノ道ナク且ツ仏教自体滅絶ノコトニ候依テ私ハ慈光寺一ヶ寺ノ盛衰ヲ顧ミサルニアラス、慈光寺住職ノ交替ニ懸念ナキニアラス然レトモ今日ノ勢之ヲ懸念スルノ暇無之候若シ慈光寺檀中慈光寺ヲ思フノ本意仏教ヲ愛スルノ意ニ出ツルナラハ何ソ私カ今日仏教全体ノ為メニ苦心奔走スルヲ尤ムルノ理アラシヤ亦何程其檀中一同カ私ニ迫リテ之ヲ尤ムルモ私カ自分ノ赤心ハ天地ニ誓フテ変スルコト不出来候縦令檀家一同我レヲ暗殺スルトモ我身ヲ寸断スルトモ余ハ自分ノ盟心ハ日月ヲ貫キテモ変スルコト不致候蓋シ檀家カ一ヶ寺ノ盛衰ヲ見テ仏教全体ノ今日ノ有様ヲ洞察スルノ力ナキハ其識見ノ暗キニヨルコト明カニ候

私ハ仏教ノ為メニ一命ヲ損スルカ如キハ末代ノ榮譽ト致ス所ニ候私ノ赤心ハ田舎ノ人ニ説キテモ兎テモ不相分候ニ付是迄申シタルコト無之候高九氏其他ノ諸氏上京アリテモ世間普通ノ談話ノミ致居候ハ私之本心ハ御話致シテモ御分り無之ト存候故人並ニ交際致居候世間ノ人ニ此ノ如キコト話シ致テモ人ハ狂人ノ様ニノミ思ヒ居候然シ夫レハ私カ狂人ナルヤ世間ノ人ノ方狂人ヤ判定スルコト難キコトニ候古代ニアリテ一宗オモ開キタル人ハ其當時ノ人ヨリ見ルトキハ皆狂人ニ候其孰レカ果シテ狂ナルヤハ死後ノ人ヲ待チテ始メテ知ルヘキコトニ候慈光寺檀中狂スルカ私狂スルカ唯今ニテハ不分候ヘ共未来ノ人其判別ヲ知ルコトニ候

右ノ次第ニ付慈光寺住職ノコトハ其儘ニ打捨置被下度候若シ檀中ニ而御不同意ノモノ有之候ハ、此書状ヲ相示シ御談示可被成候縦令唯今何程御協議アリテモ私ハ前陳之次第第二付一々御答不申候追而仏教ノ前途相定リ候節ハ田舎ニ入りテ布教法ヲモ相立ツル見込ニ候ヘハ慈光寺ノ維持法、住職ノ相統法も取極可申候右様御承知可被下候洋行中御心配被下候事ハ十分承知ニ御座候其後も年々御老衰ノコトモ承知仕居候何分天下ノ仏教今將ニ死ナントスル際ナレハ私モ、朝夕心痛ノミ罷在候夜分モ十分眠リ不申候其心中ノ心配ハ山ノ如ク海ノ如クニ候併シ私ハ今

世ハ苦界ナルコトヲ承知仕リ居候極楽ハ此世ニハ無之候  
此世ニテ苦心スルハ此世ノ当然ニ候此世ニ苦アレバトテ

不平ヲ起スコト無之候仏ハ西方ノ浄土ヲ説キタルハ此世

ハ苦界ナルユヘニ候此理ハ何經ニテモ一二枚熟読アレハ

明カニ分ルコトニ御座候今更怪ムニハ不及候若シ此世ヲ

苦界トシテ仏書ヲ一読スレハ其理活キルカ如クニ心中ニ

感スルコトニ候若シ之ヲ安楽世界トシテ一読スルトキハ

仏教ヲ信スルコト不出来候迷暗ノ別も此事ノミニ候私ハ

飽マテ此世界ハ苦界ナルコトヲ信シ候老少不定も盛者必

衰モ無レ疑実事ニ候夫故私ハ生涯苦勞スル決心ニ御座候

依テ若シ御老衰ノ御感覺も被為有候ハ、和替<sup>調</sup>ニテモ御文

ニテモ時々御耽読アレハ其理ハ忽チニ相分リ宿縁ノアル

所、来界ノアルコト等鏡ヲ見ルカ如ク相分リ可申候一タ

ヒ此世ヲ苦界トシテ来世ノ安養界ヲ信スルコト相出来候

ヘハ其苦心ハ却テ安心ト可相成候此事御熟考被成下度万

望ニ候

○十月ニハ上旬中ニ新築開場式施行可致候左スレハ中旬

后ナラデハ帰省出来兼申候中旬后ニ相成候節ハ已ニ冷氣

ニモ相成候事故私持病如何ト案居、信越之道中ナレハ別

段案居候、タトヒ帰省致候テモ開館后ナレハ校務多事ニ

テ暫之滞在ハ不出来候一泊カ二泊位ニ相考候夫レヨリハ  
寧口明年三月頃カ好都合ニ候但シ当年中ニモ御登京相成

候ハ、東京ニ而洋行中ノ事情御話可申上候此儀モ御考ヘ  
被成下度候

多用中灯下ニ而

乱筆

八月二十八日

父上様膝下

井上円了  
拜

二白 為換御申越ニ付当時困難之時ニ候ヘ共三十円丈都  
台仕候

〔朱書〕  
「唯今金円少々調兼候ニ付両三日中ニ送遞スヘシ」

内

五円ハ 母上ヘ洋行土産

一円 西脇妹

一円 水嶋同

一円 せつ

八円

為換差出人

越後三嶋郡浦村 東京本郷丸山新町十一番地

受取人 井上円悟 井上円了

慈光寺所藏

## 二二 父井上円悟宛書簡

(明治二二年一月一日)

哲学館教場急落成ニ付来ル十三日移転式挙行致候其外寄  
宿舍当年中今一棟食堂一棟新築ニ取掛可申候新築之儀桑  
名居徳太郎近日帰村可致候ニ付御聞取り可被下候高九へ  
ハ過日寄附金之儀御話不申上候右ハ創立之際寄附相願候  
ニ付差控居申候併シ本日右願之書状同氏へ向差出申候勝  
安房伯ヨリも此間百円寄附相来候

政教日記ハ先日円成ニ申付置多分递送之事ト信シ候

○先日递送之諸家書状中千家尊福氏之書状相忘レ候千家  
氏ハ当時元老院議官ニ候へ共以前ハ出雲大社ノ宮司ニ而  
人ノヨク知ル人ニ候其外独逸ニ而相会シ候支那人(独逸  
大学御雇教師)之書又文ヲ併セテ送り申候也

十一月十日

井上円了

父上様

慈光寺所藏

## 二三 勝海舟宛書簡(明治二三年七月二一日)

1 明治(二十三)年七月二十一日

酷暑の時下、閣下益御多样御消光遊ばせられ、敬賀奉  
り候。野生儀、少々脩学上取り調べ度き事これあり、過  
日来、当地に滞在仕り候。

啓者先般御願い申上げ候、宮内省御下賜金の儀は、目  
下むづかしき趣き拜承仕り候。然るに哲学館も現今の  
処、維持法相立ち申さず候に付き、今秋より資金募集に  
着手仕り度く、その方法に付き色々愚考相運び候えど  
も、別に良き手段これなく候。就ては毎度御配慮を煩わ  
し恐縮の至りに御座候えども、敢て至急を要する儀にて  
はこれなく候間、自然御序での節、何卒先般の一条、宮  
内省へ御願い込み成し下され度く希望奉り候。既に御承  
知の通り両三日前、慶応義塾へ御賜金これあり、諸新聞  
上に相見え申し候。その前にも感化院、工学会等へ御下  
賜これあり、そのほか斯文賢、皇典講究所等、先年来度  
々御下げ金これあり候。右諸校の例に準じて些少なりと  
も御下賜相成り候よう、毎度ながら御懇配成し下され度  
く、渴望この事に御座候。

尚、委細は帰京の節、拜趨の上申上ぐべく候。先ずは  
暑中御見舞旁、前件御願い申上げ候なり。謹言

七月二十一日

豆州熱海客舎 井上円了 拜

勝伯閣下

『勝海舟全集』別巻一、一五二—一五三頁

(勦草書房、一九八二年四月一五日)

### 二三 勝海舟宛書簡 (明治二四年三月三〇日)

2 明治(二十四)年三月三十日

肅啓 過日来信州各郡巡回仕り候処、各地にて御揮毫切望致す者これある為めに、百余円寄附金も相集り、誠に以て有難き仕合せに御座候。先日出發の際、御揮毫二、三十枚持参仕り候えども、大抵有志に配付仕り候間、過日御願ひ申上げ置き候縄地の御揮毫出来仕り居り候わば、使いの者に御渡し下され度く願ひ上げ奉り候。外に画箋紙数葉持参致させ申し候間、御序の節、御面倒ながら御認め下され度く懇願奉り候。前述の次第、閣下へ申上げ下さるべく候なり。敬具

三月三十日

井上円了 再拜

勝伯執事御中

近日中に信州産蕎麦、小包郵便にて差上げ申すべく候。

『勝海舟全集』別巻一、一五三頁

(勦草書房、一九八二年四月一五日)

### 二四 幹事安藤弘宛書簡控 (明治三六年二月一日)

貴書一昨日領事館ニ於テ入手、認可取消ノ一件ハ実ニ意外ノ沙汰ニテ驚人候哲学館火災以後ノ大不幸ト言ヨリ外ナシ楮テ善後策ニ就テハ別ニ致方無之幸ニ沢柳氏在英ニ付昨日相談致候処其処置ノ当不当ハ差置キ一タビ省議トナリテ発表シタル以上ハ省ノ威信ヲ保ツ為ニ取消ハ勿論、即時ニ認可ヲ与フルコトハ出来難ク候然シ今後謹慎ノ態度ヲ取りテ一時ヲ経過シタル後ハ再ヒ認可ヲ願フコトモ出来得ベクトノ意見ニ候兎ニ角カ、ル始末ニ及ビタル以上ハ余リ輕挙ニ出ツルコトハ面白カラズ成ルベク慎重ノ態度ヲ取り浮雲一過明月再輝ヲ待ツヲ得策トス故ニ生徒ナドモ余リ躁キ立テヌ様注意願度候

先ツ差当り取ルベキ事柄ハ

一、校長ノ代リニ講師中ヨリ教授監督者ヲ設クルコト

是レハ文部省及局外ヘ対シテ必要ニ候左ナキトキ  
 ハ大ニ学校ノ信任ヲ欠ク次第ナレハ早速相定メ度  
 候幸ニ小林君御承諾ノ様ナラバ速カニ願入可被下  
 候

一、中嶋氏<sup>(鳥)</sup>ノ代リニ相当ノ教師ヲ聘スルコト最モ急要

ニ候ヘ共其人ヲ得ラル、ヤ如何、精々、広く聞合可

被下候

一、今後ハ優等生ハスベテ檢定試験ヲ受クル様ニ方針ヲ取ルヨリ外ナク就テハ試験準備ニ要スル参考書ハ図書館ニ無之分至急購入致度右購入費ハ拙者洋行費ヲ節減シテ其中ヨリ支出スル心得ナレバ一時会計ノ方ニテ立替ヘル様取計可被下候

差当り五十円以上八十円マデ

ノ処ニテ購入相成度候其書ハ生徒及講師ニ御相談可被下候

一、次ニ文部省ニ対シテハ直接ニ学校ヨリ八ヶ間布申立ツルハ得策ニアラズ学校ノ方ニテハ飽マテ謹慎ノ態度ヲ取り更ニ局外者ニシテ多少文部省ヨリ元勲先輩視セラル、人ニ今度ノ処置ハ誠ニ哲学館ノ不幸ナレハ何ントカ善後策ニ付然ルヘキ寛典ナキヤ或ハ忠告の或ハ懇願のニ申シ込マル、様ニ依頼致度存候

其人々ヲ列スレハ

加藤、辻、浜尾、久保田、伊沢、江原、嘉納、

井上、元良、中嶋力三諸君

右心当リダケ相掲ケ候如此人々ノ方ヘ其筋々ニテ深く頼ミ入ル様ニ御相談願度候各講師中ニモ右様ノ人ニ懇意ノ向ハ夫々頼入可被下候殊ニ湯本君ニ

ハ御尽力願度候間十分ニ同君ヘ御依頼可被下候拙

者ヨリ加藤、井上、両君ヘハ呈書致心得ニ候ヘ共

尚直接ニ願入可被下候此事ハ今後ノ運ヒニ最モ必

要ト存シ候

以上善後策ニ付拙者ノ意見ハ括約シテ言ヘハ

一、表面ニハ精々恐縮謹慎ヲ表シ文部省ノ処罰ニ随順スルヲ要ス

一、裏面ニハ間接ニ先輩元勲ノ力ヲカリテ哲学館ニ寛大ノ処置ヲ施サル、様文部省当局者ニ内面ヨリ勸告セラル、方針ヲ取ルコト

差当り右二条ノ方法ニ付御相談ノ上可然各位ノ御尽力ヲ煩ハシ度候

右不取敢回答迄ニ候也

英京竜動ニテ

井上円了

幹事安藤弘殿

明治卅六年二月一日

東洋大学附属図書館所蔵

## 二五 湯本武比古他九名宛書簡控

〔明治三六年二月八日〕

拝啓過日来文部省取消一条ニハ深く御配慮且つ御奔走被

下方謝ノ至ニ御座候尚此上モ精々御尽力ヲ得復活ノ道ヲ立テ度万望此事ニ御座候学校ノ迷惑ハ兎モ角モ生徒ノ迷惑ハ実ニ其儘ニ見捨難ク之ヲ救済スルハ認可復活ノ外ニ道ナシト存候間色々ノ先輩ニ依頼シ文部当路者ニ説込様ニ御尽力願度候拙者モ此事ヲ聞キシ以来一日モ早く帰國致度存シ候ヘ共再考スレハ節角遠路万里ノ外ニ来リ何等ノ視察モ取調モセズニ空ク帰國スルハ学校及生徒ニ対シテハ勿論、国家ニ対シテモ面目ヲ失スル次第ニ付予定通り諸方ニ滞在シテ帰國致心得ニ候唯今竜動ニ滞在致居候モ余リ雑沓ヲ極メ候ニ付次週ヨリ英国北部山間ノ田舎ニ相潜ミ風俗習慣ヲ始メ教育上ノ事共取調ニ着手致心得ニ候但し竜動ヲ中心トスル心得ニ候間文通書信等ハ竜動公使館又ハ領事館ヘ向ケ御發送可被下候五月マテハタトヒ大陸ヘ渡ルコトアルモ二三週ニシテ英国ニ帰ル心得ナレバ今回ノ洋行ハ竜動ヲ中心ト相定メ候間左様御承知可被下候

湯本様、中嶋様、有馬様

杉谷様、安藤様、田中様

三石様、西脇様、三嶋様

神崎様

明治卅六年二月八日

井上円了

拜

東洋大学附属図書館所蔵

## 二六 幹事安藤弘宛書簡控

〔明治三六年二月二二日〕

幹事安藤氏へ呈書

拜啓過日来非常ニ御苦慮奉察上候先便ノ後モ両三度沢柳氏ニ面会シ色々懇話ヲ遂ケ候処取消一条ニ運ヒタル内情ハ明カニ相ナリ申候決シテ御予想ノ如キ湯本氏云云ノ事ハ全ク関係無之候ツマリ学校ノ不運ト明キラメルヨリ外無之候尚ホ進テ復活ノ事モ請求候処帰着スル所沢柳氏ノ話ハ

「自分一個ハ此取消問題ニハ大不賛成ニ候ヘハ出来得ル限り復活スル様尽力スル精神ナレトモ既ニ発表シタル以上ハ文部省ノ威信上直チニ取消ス運ニハ至リ難ク尤モ一ケ年モ経過スレハ容易ク復活ハ出来ルニ相違ナキモ半年以内ニハ覚束ナキ様ニ相考候縦令復活シテモ法令ノ規定アル以上ハ更ニ浜リテ現在生ニ其功力ヲ及ホスコトハ出来難キ様ニ相考候此威信問題ト法令問題トハ自分ノ力ニテ如何トモ難致トノコトニ候然ルニ拙者等ノ専ラ望ム所ハ現在ノ生徒ノ在学年限ヲシテ有功ナラシメ度一念ニ候ヘハ其事ノ出来難キ次第ナラハ大ニ失望ト云フヨリ外無之候依テ更ニ他ニ可然工夫ハ無之ヤト相尋ネ候ヘ共唯今

名案モ無之猶ホ帰朝ノ上ハ当局ト精々相談致スヘシトノ  
コトニテ相別レ申候同氏ハ三月三十日帰朝ノ日割ニ候間  
多分此書状ト同時ニ着セラル、ナラント存候間早速同氏  
ニハ相談可被下候愈現在生徒ヲ復活スル道無之トスレハ  
人情上実ニ惘然ニ堪エヌ次第ナレトモ致方無之其事情ヲ  
生徒ニ通シテ更ニ方向ヲ定メシムルヨリ外無之候又愈一  
年以上ヲ経サレハ認可ノ運ヒニ至リ難キ様ナラハ更ニ一  
考ヲ要スル次第ニテ断然文部省ノ關係ヲ離レ自立ノ精神  
ニテ一大拡張ヲ計画スルヨリ外無之候右ニ付テハ大ニ熟  
考ヲ要スル次第ニ付欧米ノ教育ヲ实地調査ノ上一大方針  
ヲ定メ度存候大学云云ノ説モ有之候へ共近頃猥リニ大学  
ヲ吹聴スルコトニ相成候ニ付早晚文部省ニテ私立大学令  
ヲ発スルサラント存候然ルトキハ早稲田ト雖モ大学ヲ自  
称スルコトハ難出来候  
追テ後便ニ可申述候也

二月二十二日

井上円了

安藤幹事殿

東洋大学附属図書館所蔵

二七 足立信順宛書簡 (明治三十六年三月二五日)

拜啓益御勇健の段奉賀候 拙者儀時下歐洲愛蘭の一隅に

客居罷在候 在中哲学館へ 意外の御沙汰有之 感慨の  
余り 左の四句相綴申候

講堂一夜為風類 再築功成復化灰  
遣恨禍源猶未 天災漸去又人災

其他洋行日記は 東洋哲学にして御覧可被下候

今度の事件は人災としてあきらめ申候 日向 西田等の  
諸氏 其他有志の諸君一同へ 宜敷御伝言奉願候

歐洲より

明治三十年三月廿五日

井上円了

足立信順殿

「歐洲より井上円了氏の近信」(『四明余震』)

第一八五号、明治三十六年五月二四日)

二八 幹事安藤弘宛書簡控

(明治三十六年五月一七日)

幹事安藤君

卅六年五月十七日夕詔

拜啓過日書面にて来ル九月より学館拡張の旨趣申送り候  
右ハ既に御承知ト存シ候へ共、万一、郵便不着の恐あれ  
は更に左に

- 一、本年九月より漸次に大学科開設に着手すること
- 一、従来の本科を大学科中に入れ哲学館学科を予科及

大学の二部とすること

一、大学科は修業年限を五ヶ年とし当分は三ヶ年の課程に止め漸次資金の予定額（二十万円乃至三十万円）に達するを待ち五ヶ年の課程を置くこと

一、五ヶ年中初三ヶ年は大学科中の普通科とし後の二ヶ年は大学科中の専門科とすること

一、従来の学科を大学科とする上は大に学科の改正を要するも漸次に改正する方針を取ること

一、名称改正は其筋の認可を経る等多少の手続を要するに付以上の諸件は九月以後拡張の予告として発表すること

右は大試験後、生徒の帰省せざる前に揭示相願且つ試験後に大懇親会有之候ハ、其席にても披露有之度候

諸講師各位へ宜ク申上可被下候旅行中の見聞は東洋哲学原稿中に相掲ケ置候間右にて御覽願度候

再航日記第七報は此書状と共に郵送致候間東洋哲学に掲載可被下候而三日中に巴里に着可致其節更に呈書可致候此状本邦着の頃は定めて大試験中にて御多忙と存候宜く御尽力相願候也

瑞西にて

井上円了

東洋大学附属図書館所蔵

## 二九 成田山新勝寺山主石川照勤宛書簡

〔明治三十九年一月一日〕

恭賀新年

拙者一昨年来少々脳神経衰弱ノ氣味ニテ静養ヲ要スル事情ニ相成到底学校事務ヲ繼續致兼候ニ付今度断然哲学館大学長ヲ他人ニ讓ルコトニ相定メ本月八日ヨリ前田博士ト交替スルコトニ内決致候其前御相談ニ登山致度存居候へ共色々取込居其暇無之失礼仕候  
前田氏ニ対シ左ノ三ヶ条ヲ契約シ

一、哲学館創立ノ旨趣ヲ変セサルコト

二、財団法人トスルコト

三、将来哲学館出身者ヲシテ学長ヲ相統セシムルコト  
ト然ラザレハ講師ヲシテ統カシムルコト

右ニ付財団ノ理事ニハ最高金額寄附ノ資格ニテ是非御加名願度委細ハ追テ可申上候拙者モ学校経営此ニ二十年、今度和田山哲学堂ニ退隱スル決心ニ御座候 草々拜具  
井上円了

石川山主殿

成田山靈光館所蔵

三〇 成田山新勝寺山主石川照勤宛書簡

(明治三十九年一月一日)

拜啓御芳墨難有拜見仕候拙者登山ノ上諸事申上度候へ共  
昨今気分勝レ不申午不本意以書面申上候

学長更迭ハ八日ニ披露相濟マシ目下財団組織進行中ニ御  
座候財団法人ハ凡テ五名ノ理事、二名ノ監事ヲ置キテ取  
扱フコトト致シ理事中ニハ哲学館出身者中ノ館賓以上ノ  
モノ二名ヲ加フルコトニ致シ候処是非其一名ニ御加入被  
下度独り拙者ノミナラズ事務員一同ノ懇望ニ御座候平素  
御繁忙ノ事故理事會ニ御出席出来兼候モ別ニ常務理事モ  
有之且ツ他ノ理事ニテ可然取計可申候間此事タケハ是非  
御承諾被下度奉願上候拙者モ右定マリ次第返子辺へ罷出  
療養致度候ニ付右取急キ居申候早速御回報ニ預リ度奉願  
上候

理事候補者トシテ拙者ノ指名セル分ハ

賢台ノ外ニ

前田慧雲、内田周平、

安藤 弘、八木光貫、

都合五名ニ御座候 次ニ監事トシテハ

伊藤長次郎、田中治六

右兩名ニ願フ筈ニ候

其外商議員十五名ヲ置キテ理事退職ノ節其中ヨリ補欠ス  
ル見込ニ御座候

兎ニ角從來ノ関係上第一期ノ理事タケハ御承諾被下度万  
望ノ至リニ御座候

任期ハ五ヶ年トシ任期後再任ノ出来ル事ニ相定メ尚任期  
内ニテモ都合ニヨリ退職スルコトモ出来可申候

以上懇願如此御座候

病中神經痛ニテ

乱筆御判読可被下候也

一月十四日

井上円了拜

石川山主殿

成田山靈光館所藏

三一 成田山新勝寺山主石川照勤宛書簡

(明治三十九年二月九日)

拜啓愈御清福奉賀上候拙者昨今葉山ニ転地静養中急ニ用  
事出現昨夜帰京致候処先般御承諾ヲ得財団法人ニ組織セ  
ントテ文部省当局者へ問合せ最近ノ認可ヲ得タルヲミテ  
明治大学ノ組織法尤モ完備セリト聞及其申請書ヲ写シ取  
リ山脇法学士ニ立案ヲ願ヒ

理事五名 前田、内田、石川(即賢台ノコト)  
安藤、八木、

監事 二名

商議員 十六名

ト致シ書式悉皆相調ヘ既ニ府庁ヘ差出サントシタル処ヘ山脇氏ヨリ区裁判所ノ方問合せラレタル結果財団成立ノ上ニハ諸事ニ付理事全体ノ連署ヲ要シ候ニ付遠路ノ者ニテハ其都度手数ヲ要シ候ニ付可成毎日学校ニ出入スルモノヲ理事トシ其他ハ商議員ニ願ヒタル方以後ノ取扱上便利ナラントノ申出有之依テ明後十一日(紀元節)午後十二時半ヨリ哲学館ニ於テ更ニ理事ノ員数ニ付相談ヲ致ス事ニ相成候ニ付当日御差繰出来申候ハ、御出席被下度候若シ御出席出来兼候ハ、理事ヲ三名トスルコトニ付御異議ノ有無御示シ被下度候  
若シ理事三名ニ減シ候節ハ前田安藤八木三君ニ相定申度其節ハ賢台ニハ商議員ノ方ヘ御加ハリ被下度其趣モ予メ御合置ノ上御回答ヲ得度候也

二月九日

井上円了  
拜

石川山主殿

成田山靈光館所藏

### 三二 成田山新勝寺法主石川照勤宛書簡

(年未詳八月一七日)

残暑難凌之時下愈御清榮奉賀候啓者鉄門一条ニ付猪野氏再三遠方御足労ニ預リ石人ノ方ヘモ御談判被下候趣石人主人も成田山篤信家之趣ニ而旁好都合ニ御座候右ハ過分之御寄附御願致御迷惑ト存候処幸ニ御承諾被下御厚情千萬忝ク奉謝上候授印及寄進年月等ハ適宜ノ場処ヘ時刻致様石人ノ方ヘ申入候間右様御承知可被下候

次ニ右御寄附ニ対シ先般御補助之分御断申度兼而申上置候ヘ共為念重而申述候

兼而毎月十円ツ、御補助願置候内

金五円ハ緝照館

金五円ハ哲学館

此哲学館ノ分ハ昨秋予科開設以来事務員之手当少分ツ、増額致候ニ付其方ヘ相用居申候緝照館之方ハ小生ノ方ニテハ関係不致且ツ同館ヨリ直接ニ御報告致答ニ相成居候右様之次第ニ付哲学館ノ方ハ鉄門御寄附ニ付従来之御補助ノ分ハ御指命ヲ待タズ当方ヨリ御断リ申積リニ御座候併シ緝照館ノ方ハ小生ノ方ニテ彼是申ス訳ニテハ無之候間是レハ別関係之者ノ御合ニ而其方ノ補助ヲ継続ナサル

、モ謝絶ナサル、モ貴意如何ニ属シ候次第ナレハスベテ  
直接ニ御応接被下度候若シ小生カ其方迄立入貴山ヨリ謝  
絶致サセル様ニ考ヘラレ候テハ緝熙館諸氏ノ感情モ不レ  
宜ト存シ候間為念御含迄ニ申上候今朝田中治六氏来訪御  
謝絶之御書面緝熙館ヘ向ケ参リ候ニ付緝熙館ノ意向ニ付  
一名登山申上ル様聞及候ニ付小生ヨリ今度成田山ヨリ鉄  
門御寄附ニ相成候故是迄哲学館ヘ御補助ノ分ハ当方ヨリ  
御断リ申積リニテ先方ヘモ御話致置候ヘ共緝熙館ノ分ハ  
哲学館ト別關係之事ナレハ別ニ先方ヘ応接有之様田中氏  
ヘ申置候何レ緝熙館ノ方ヨリハ一名登山同館将来ノ計画  
上今暫ク御補助ヲ継続願度様申出ル筈ニ付其計画ニ付御  
賛成ノ上ハ御都合ニヨリ今暫ク御補助被下候ハ、緝熙館  
關係者ハ定而満足致可申候兎ニ角右ハ別途トシテ御談合  
被下度候也

早々頓首

八月十七日

井上

石川法主殿

成田山靈光館所藏

三三 成田山新勝寺山主石川照勤宛書簡

(年未詳六月八日)

拜啓兩三日前ニ鳥渡御通知申置候通り田中泰磨氏今日出  
頭為致申候間御面会被下度候鉄門之儀ハ工学士ニ設計為  
致候処凶面余リ念ニ入ニ候為メ計費意外ニ相掛リ申候依  
而御相談之上凶面之方ヲ省略シ候ハ、経費モ大ニ相減シ  
可申候右ハ甚タ御迷惑ト存候ヘ共永遠ニ残ルモノニ候間  
一御奮発被下度万望之至ニ御座候也

早々

六月八日

井上円了

石川山主殿

成田山靈光館所藏

三四 成田山新勝寺法主石川照勤宛書簡

(年未詳八月四日)

○猪野薰造氏ハ度々御来訪被下難有宜ク御伝可被下  
候

○成田山授印ハ是非鉄門中へ入ル、様申付置候

○加藤博士還曆祝賀御賛成被下度奉願候

酷暑之時下愈御清意奉賀上候啓者鉄門之件ハ色々行違ニ相成且ツ技師ノ多忙之為メ延引ニ相成申訳無之候小生数日前ヨリ尾州地方旅行不在之処唯今帰京略図面丈ハ事務所ヨリ送り申候由右図面ハ余リ略図過キルニ付石屋ノ方ニテハ設計迄悉皆任セ被下候ヘハ右図面ヨリハ一層美事ニ出来上ル様必ス勉強致様申居候且ツ石屋主人ハ両三度参リ念入丈夫ニシテ美事ニ出来上ルニハ四百円以上相掛リ候も学校ノ事ナレハ三百五十円ニテ御引受致自身ニ而五六十円寄附ノ心得ニテ不足分ハ悉皆持出精々勉強致度切ニ申来リ候同主人ハ余程篤志ノ者ニテ先般焼失ノ節ハ郁文館ヘ十五円哲学館ヘ十五円都合三十円寄附ニ相成且ツ成田山ハ深く帰依信仰ノ趣ニ付今回ノ鉄門ノ事ハ不足ノ分ハ何程ニテモ自身ニテ持出シ精々念入美事ニ出来上ル様申居候ニ付是非当人ニ御申付被下度候

右貴答ヲ待チ石屋ニ申渡ス筈之処小生不在中ニ石屋ヨリ数回着手シテ宜キヤ否申来リ候趣右落成ハ九月十五日迄ヲ期シ度十六日ハ開校式ニ候ヘハ其前ニ成功致サザレハ大不都合相生シ可申候処石屋ノ方ニテハ唯今ヨリ直グニ着手致サザレハ九月開校式ノ間ニ合ハサルニ付至急準備ニ取掛リ度申居候然ルニ小生ハ明日ヨリ奥州地方ヘ旅行四五日間不在ニ相成候ニ付貴答相待候テハ相後レ可申候間今日石屋ノ方ヘハ内々準備ノ都合ニ致置ク様申置候尤

も委細ハ成田山ヨリ直接ニ通知有之筈ニ付其心得ニテ着手可致様申伝候就テハ御注文ノ次第ハ委細之処至急

東京市本郷区駒込蓬萊町

石屋事 酒井八右衛門

右ヘ向ケ御申付可被下候先ツハ多忙中取急キ乱筆御免可被下候

八月四日

井上

石川法主殿

成田山靈光館所藏

### 三五 東洋大学学長大内青巒宛書簡

〔大正七年四月一〇日〕

拝啓以書面申上候老生本年ハ戸籍ニヨルニ還暦ニ達スルコトニ相成居候ニ付他ヨリ賀会又ハ祝品等ノ相談アルモ一切之ヲ謝絶シ又自身ニ於テモ何等ノ催シヲ為サザルコトニ定メ其代リニ私財ヲ投シ金壹千円ヲ従来直接ニ関係アル学校及学会ヘ還暦紀念トシテ左ノ通り寄附スルコトニ致候

金五百円也 東洋大学ヘ

金參百円也 哲学会ヘ

金壹千円、其内訳

金壹百円也 郷中学校ヘ

一金壹百円也 同小学校へ

右ノ内東洋大学へノ五百円ハ昨秋三十年祝賀会ニ於ケル御恩賜金ニ対シ紀念事業ノ御経営アル由ニ承知仕候間其方へ御充用被下度何分ノ御配意願上候追テ其金ハ紀念事業御確定ノ際納呈可仕候也

大正七年四月十日

井上円了<sup>④</sup>

東洋大学学長大内青巒殿

東洋大学秘書課所蔵

### 三六 東洋大学学長代理境野哲・同幹事郷白巖宛

書簡〔大正七年四月一〇日〕

拜啓前記ノ通り金五百円也ヲ本年ハ小生還曆(戸籍面ト実モト)ニ相当スル由ニ付其紀念トシテ東洋大学へ寄附可仕候間其金ハ昨秋ノ御恩賜金ニ対スル紀念事業ノ内へアテハメ被下度候

先般来小生還曆ニ付祝賀、祝品ナドノ相談有之候へ共絶対的ニ拒絶致居候間其様ニ御承知可被下候若シ御厚意ヲ有セラル、御方ハ今ヨリ五六年後ニハ全国巡了可仕候間其節マデ御延ハシ被下度所望ニ候ニ付其事モ御含ミ置可被下候

大正七年四月十日

井上円了

早々

境野 哲君  
郷 白巖君

東洋大学秘書課所蔵

### 三七 東洋大学学長境野哲宛書簡

〔大正七年一月二八日〕

卑見ヲ開陳シテ御参考ニ備フ

陳者拙者カ先年独力経営セシ学校全部ヲ挙ゲテ後継者ニ一任シテ以来隠居ノ小言ハ禁物ト存ジ何事ニモ一切干涉セザル主義ヲ執リ無視無言ヲ守リシモ近時校外ノ出身者中ヨリ我母校ハ極々少数者ノ専有物ノ如クトナリ往々不平ヲ鳴ラスモノアレバ拙者ヨリ忠告セヨトノ注意ヲ受ケタルニ付先日現今ノ財団評議員名簿ヲ一覽スルニ恰モ教授会ノ如ク相見エ校外ノモノハ殆ンド加ハラザル同様ナレバ或ハ彼是ノ世評アルモ此等ノ点ナランカト感ジ申候就テハ拙者退隠當時ノ内情ヲ一言致スベク候

拙者ガ明治二十年ヨリ同三十九年マデ全力ヲ注ギテ学校ヲ経営シタルハ決シテ一身一家ノ為ニアラズ又毫モ子孫ニ譲与スル意志アリシニアラズ全ク国家社会ニ貢獻スル本意ナルコトヲ天下ニ明示セント思ヒ且ツ其間拙者ガ一銭一毛ヲモ私セザルコトヲ明白ニセント考へ

創立以來ノ帳簿ト財産トヲ挙ゲテ之ヲ後継者ニ引渡シ財団法人ヲ設置シ其評議員中ニ拙者ハ勿論家族モ親戚モ一切加ヘザル方ガ公明正大ナラントノ卑見ヨリ教師ト出身者ト館賓館友トノ中ヨリ十五名ヲ指名スルコトニ致シ之ニ学長ト主事トヲ加ヘ総シテ十七名ヲ財団評議員ト定メタリシガ其結果校内ト校外ト員数稍相半スル割合トナリ申候是レ学校ヲ以テ国家社会ノ共有物トスル拙者ノ素志ヲ実現シタル次第ニ候然ルニ其後十三年ヲ経過シタル今日ニ至リ評議員ニ校外者ハ只一人アルノミニテ其他ハ皆校内ノ教職員ノミナルハ必ズ其裏面ニハ然ルベキ事情ノアルナランモ世間ニ対シテ奈何ナランカト聊カ杞憂ヲ抱キ申候拙者ハモトヨリ現在ノ評議員ハイヅレモ学校ノ元勳トモ称スベキ功労者ナルコトヲ知ルト共ニ其人々ニ於テハ決シテ公正ヲ欠クガ如キ偏見ヲ有スルモノニアラザルコトヲ信スルモ只校外ヨリ彼是ノ風評ヲ招クノ虞アレバ拙者退隱當時ノ内則ニ照シ至急評議員撰定法ヲ改正セラレンコト切望ノ至リニ候此撰定法ニ付拙者ノ腹案ヲ開示スレハ

一、評議員ヲ十二名トスルコト

其内東洋大学長ト京北中学校長トハ選挙ヲ要セズ他ノ十名ダケヲ選挙スルコト

二、選挙スベキ十名ノ内五名ハ校内ノ教職員中ヨリ

選挙スルコト他ノ五名ハ校外ニ居ル出身者中ヨリ選挙スルコト

三、校内ノ五名ハ東洋大学ヨリ三名トシ京北ヨリ二名トスルコト（教職員ハ出身者ノ有無ヲ問ハザルコト）

四、校外ノ五名ハ東洋大学出身者中ヨリ三名トシ京北出身者中ヨリ二名トスルコト

（京北ハ中学ト実業トヲ含ム）

右卑見ヲ御参考ニ入レ申候

以上ノ意見ハ拙者ノ老婆心ニ出デタルモノナレバ採用アルモノキモ全ク御一任スル所ナルモ願クハ採否ノ如何ニ拘ラズ此文案ダケハ拙者退隱當時ノ素志ヲ記入セルモノナレバ永ク学校内ニ保存シテ今後ノ後継者ヘ順次御授与被下度所望ニ候

大正七年十一月二十八日 東洋大学及京北中学校創立者

東洋大学長 境野哲殿

井上円了<sup>㊤</sup>

東洋大学秘書課所蔵

三八 東洋大学学長境野哲宛書簡

(大正七年一月二日)

貴答、拙者ハ先日差上タル書面ノ外ハ一切沈黙スル決心ナリシモ更ニ御尋問アリシニ付卑見ヲ添申候没書ナサレテモ不苦候

拙者ハ学校内計リノ評議員ハ世間ノ疑心ヲ噪起ス恐レアレバ校外人出身者ヲ相当ニ加フ様ニアリタキモノトノ意見ノミニ候

大学ト京北トハ本家分家ノ関係ノミナラズ親子ノ関係アレバ本来親子ノ名分ヲ立ツル為ニ評議員ノ割合ヲ大学六、京北四、或ハ大学九、京北六、位ニ等差ヲ付ケタキトノ意見ニ候

要スルニ内外ノ氣脈ヲ通シテ内側ヲ鞏固シタイモノト思フ婆心ニ外ナラズ候

規則ハ余リ細論評議シテ繁文ヲ作ルコトハ禁物ニ候成ルベク簡短ニシテ多少融通ノ付クヤウニスルガ肝要ト思ハレ候

大急キ乱筆御判読可被下候

七年十二月二日

境野君

井上

三九 東洋大学学長境野哲宛書簡(年月日未詳)

東洋大学秘書課所蔵

従来ノ商議員は維持員と改め度候評議一決致し居候へハ以下該名称に抛り申候

一、維持員を分ち学長の推選による終身維持員、選挙により就任するものとの二種とし選挙によるものは十五名と致し度し若し然る時は大学と京北との選出比例二、学長校長は選挙を要せずとハ就任後自己の事情にて辞任するか責任上の失体により退職する等(死亡は勿論)の外維持員の改選と同時に改選の形式を踏む必要なしとの意に候や(維持員の在任年限を三年とし此の維持員中より学長校長を選挙する制とし学長校長も在職年限を三年とし三年毎に改選の形式を踏むべし勿論再選三選は妨げずとの説有之候)

三、維持員の中より数名(五名乃至七名)の理事を選挙し理事会に於て学長、校長を選挙すべしとの説有之候或はかゝる複雑の形式を執る必要なし維持会に於て直ちに学長校長を決定し学長校長理事の任に当るべしとの説有之候御高見如何(従来は学長校長理事として裁判所の登記を経公式上の責任者と相成居候)

四、学長校長更迭の折は如何にして後任者を決定可致や単に維持員会の選挙にて差支無之候や

五、東洋大学校友会には評議員会有之之を選挙団体として出身者中より維持員を選挙するは至当と存候へ共京北出身者の選挙法ハ如何なる方法によるべきものに候や

六、東洋大学教授の中より維持員選挙の方法は教授会に於てし随つて京北方面も其の教員会に於て選挙すべきものと存候如何に候や（選挙団体を区別せず大学、京北の教授教員、両方面の出身者一堂に会して同時に維持員選挙を行ふべしとの説と之に反して斯くて相互に何等の理念なく正当の選挙をなし能はずとの説有之候）

七、京北実業学校独立の折は該校長も学長、中学校長と同等の資格あり選挙によらず当然維持員と解釈すべきものに候や

八、幼稚園の保母等も京北教員として維持員の選挙権被選挙権を与ふべきや

九、幼稚園を独立せしめて園長を置き其の設備発達を完成すべしとの説あり如何若し此の際に於て園長は選挙権被選挙権を与ふべきや（尤も仮令此の際にても園長は京北の教員をして之を兼ねしむるを至当と考ふ如

何)

但し園長は学長、校長と同資格には不及と存候如何

東洋大学秘書課所蔵

四〇 東洋大学学長境野哲宛書簡（年月日未詳）

先日差上タル意見ノ外ニ別ニ申上クル必要無之御適意ニ御定メアリテ可然ト存候但シ折角ノ御照会ニ対シ思考ニ浮ヒタル儘ヲ左ニ開陳致候

○第一問ニ対シ

維持員ノ多キニ過グルハ船山ニ上ルノ恐レアレバ現今ノ十二名位デ宜シカラント思フ若シ選挙スベキ維持員ヲ十五名ノ思召ナラバ大学九名京北六名トシテハ如何、教職員ハ別掲セザル方ガ融通ガ出来テ宜シカラント思フ

其員数ノ割合ハ

大学ニ教職員五名、出身者四名

京学ニ教職員四名、出身者二名

○第二問ニ対シ

学長校長ハ拙者退隠当時ノ慣例ニヨリ本人退隠ノ時ニ後継者ヲ推選シテ維持員会ノ協賛ヲ経ルコトニ致シタイト思フ

若シ学長校長ニ不時ノ変アリテ推選出来難キ場合ニハ維持員中ノ年長者又ハ首席カ代リテ推選シテ協賛ヲ經ルコトニ致シタナラバ不都合ナカルベシ

年限ハ維持員ト同一ニセザル方宜シカラン

維持員ガ三年ナラバ学長校長ハ五年ト致シタシ

○第三問ニ対シ

余リ錯雜ニ過ギルハ宜シカラズ

○第四問ニ対シ

第二問ノ下ニ出セリ

○第五問ニ対シ

京北ノ方モ出身者ノ校友会ヲ作り其会ノ評議員ヲ定ムル様ニスベシ其出来ルマデハ京北ノ維持員ハ欠員ト致シ置クコト

○第六問ニ対シテ

大学ト京北ト別々ニ教授会アル以上ハ別々ニ会シテ選挙スルヲ至当トス万一事情疎通シ難キ場合ニハ臨時一堂ニ会スルコトアリテ然ルベシ

○第七問ニ対シテ

規則ハ現在ノ上ニテ定ムレバ足レリ実業校長ハ未定ナレバ不問ニ置クベシ、ヨシ来年度位ニ校長定マレリトスルモ二三年ノ経過ヲ見ル必要アリ或ハ一二年ノ後、中学校長ヲシテ実業ヲ兼ネシムル方便利ナリト云フ様

ニナルカモ難計候又維持員規則モ二三年後ニ必ズ修正ヲ要スル点出来可申ニ付当分実業校長問題ハ不問ニ付シ置クベシ

○第八問ニ対シテ

幼稚園ハ尚以今之ヲ詮考スルニ及ハズ他日必要ノ起リタル場合ニ待ツベシ

東洋大学秘書課所蔵

#### 第四節 遺言状・弔辞

#### 四一 遺言予告〔明治三六年一月一日〕

○館主遺言広告

夫れ人生は無常なり、老少は不定なり、人誰れか何歳まで存命するを保すべけんや、まして余の如き春夏秋冬東奔西走するものに於てをや、其何時山に死するか海に斃るゝかを知るべからず、故に余は今より毎年遺言状を作りて不時の備となさんとす、蓋し世間の慣例として遺言状は秘して人に示さざるものなるも、余は之を秘するの必要を認めず、成るべく広く知人に示して余か意の存す

る所を知らしめんとす、是れ公開遺言状なり、今此に漫録を印刷するに当り、其巻首に之を登載す、若し広く云へは此漫録全部即ち余か遺言状なり、今唯其の中に掲げざる特殊の事項を此に別記するのみ。

一 余死するも葬式の時日を友人に報告し又は新聞に広告するに及ばず、葬式すみたる後にて新聞に広告すれば足れりとす、是れ人々の多望なるに貴重(註)の時日を割きて会葬せらるゝを恐れてなり。

一 余死するも棺前の通夜は衛生に害あれば無用の事なり。

一 葬式は質素を旨とし、出来得るだけ費用を節減すべし。

一 香典贈物等は一切謝絶すべし。

一 遺族は余か著書の収益によりてカツ／＼口を糊することを得る見込みなれば、余か死後決して哀を人に乞ふが如きことを為すべからず。

一 学校(哲学館及京北中学校)と井上家とはもとより別物にして、両者の資産は余が手許に保管せる学校創立以来の帳簿に判然明記しあれば之れに照して処理し、決して二者を混同すべからず。

一 学校は余か社会国家に対する事業として着手せし者なれば、井上家の子孫をして之を相続せしめ、

又は之に関係せしむる道理なく又必要なし、故に余の死したる日には学校に関する諸事は細大となくすべて左の方法によりて議定し及び執行すべし。

余か死後二週間以内に哲学館及京北中学校教職員哲学館講師及特別館賓の総会を開き、左の評議員二十名を推選すべし。

哲学館得業(受験得業及認定得業)中より五名  
同講師(称号規程の講師及大学規程の学士)  
中より 三名

哲学館及京北中学校教師中より 二名  
哲学館特別賓中より 三名

同 館賓中より 三名  
同 館友中より 二名

哲学館幹事及京北中学校幹事 二名  
都合二十名

(講師中には名誉講師をも含む)

此二十名の評議員に学校管理の全権を一任すべし、因て諸事皆其決議によりて定むべし。

右の評議員の顧問は加藤弘之、石黒忠憲両男爵に依頼すべし。

一 今回新に着手せる修身教会の事業は哲学館に附帯

せるものなれば、前条の評議の範囲内にあるものと見做すべし。

一 現今余の居住せる家屋は全く余の自費を以て建てたるものなれば、永く井上家の財産となるは勿論なれども、敷地は学校の所有なれば余か死すると同時に学校へ返地する筈なるも、家族の同家に住する間は現今の儘井上家に使用せしむべし。(其坪数は凡百五十坪位なり)

以上の諸条中に洩れたる事及今後修正を要する事を思ひ出したる場合には、後日の漫録発行の節記載すべし。

明治卅六年十一月十五日

井上円了

『哲学館明治卅五年度・明治卅六年度報告 甲号』

(明治三七年二月二七日)

#### 四二 遺言状 (大正七年一月二二日起草)

〔朱書〕  
「此草稿ハ本宅ノ方ニアリ」

本文ハ同一ナリ」

#### 遺言状

大正七年一月廿二日夜起草

(本文ハ目次共八枚)

#### 遺言状

遺言ノ条目ハ左ノ四類ニ分ツ

第壹類 葬式及法会ニ関スル件

第貳類 遺産ニ関スル件

第參類 哲学堂ニ関スル件

第四類 臨時ニ関スル件

右ハ大正七年一月廿二日ニ起草ス

井上円了④

#### 遺言第壹類

葬式及法会ニ関スル件

第一項、葬式ハ質素ヲ本トシ他人ヨリノ贈品ハ勿論、香

典モ謝絶スベシ

第二項、屍体ハ水ニテ洗フニ及ハズ唯顔ダケ拭フテ入棺

セシムベシ

第三項、火葬ハ却テ手数ヲ要スルニ付伝染病ニアラザル

限リハ和田山墓地ニ埋葬スベシ

第四項、葬式ハ東洋大学カ又ハ京北幼稚園ヲ借りテ執行

スベシ

第五項、葬式当日ノ導師ハ浅草本願寺輪番ニ依頼スベシ

然ラザレバ東洋大学講師若クハ出身者中ノ真宗

大谷派僧侶ニ依頼スベシ

第六項、死去及葬式ノ通知ハ新聞広告ダケニ止メ広告文

中ニ別ニ知人へ通知ヲ差出サマルコト、贈物及

香典ヲ謝絶スルコトヲ加フベシ

第七項、葬式後ノ七日ト三十五日トハ和田山哲学堂ニテ行フベシ

第八項、法会ハ毎年一回之ヲ営ミ其日ハ祥月ニ依ラズ十一月上旬中ノ日曜ヲ用フベシ其式場ハ和田山哲学堂ト規定シ置クベシ其法会ニハ何人モ参会スル様ニ公開スベシ

東洋大学ニ関係アル僧侶ナラバ宗派ノ何タルヲ問ハズ式ヲ開クトキニ一回読経スルコトヲ依頼スベシ之ニ続キテ拙著ノ一章ヲ朗読スルノ慣例ヲ作ルベシ

当日ノ来会者ヘハ甘酒若クハ紅茶カ珈琲ヲ差出スベシ

第九項、此毎年ノ法会ノ日ニハ四聖ノ祭典ヲモ挙行スベシ

法会ヲ午前トスレバ祭典ヲ午後トスベシ或ハ二者共ニ午後ニ行フ場合ニハ法会ハ宇宙館内ニ於テシ祭典ハ四聖堂内ニ於テスベシ

第十項、四聖ノ祭典ハ毎年順次ニ行ヒ例ヘバ今年釈聖ヲ祭ルトスレバ来年ハ孔聖ヲ祭り其翌年ハ瓊聖其次ハ韓聖ヲ祭ルベシ而シテ祭典ノ儀式世話ハ東洋大学ヘ委托スベシ

第十一項、葬式(七日、三十五日共)ノ費用ハ遺産ノ中

ヨリ支出シ毎年ノ法会ト祭典ハ哲学堂維持金ノ方ニテ支弁スベシ

第十二項、我々夫婦ノ法名ハ左ノ如ク定ムベシ

甫水院 釈円了

芳田院 釈妙敬

(以上拾式項)

遺言第貳類

遺産ニ関スル件

第壹項、哲学堂ヘ寄贈スル財産(第参類ニ規定)ヲ除キ其他ノ財産中、不動産全部ハ相続人タル玄一ノ名義ニ書換フベシ

玄一名義ノ株券ハ玄一ノ所有トスベシ

第貳項、第壹項ノ条件ヲ除キタル外ハ左ノ通り分配スベシ

(イ) 金貳千円也 (現金又ハ株券) 玄一ヘ

(ロ) 金貳千円也 (同上) 金子滋野ヘ

(ハ) 金貳千円也 (同上) 澄江ヘ

(ニ) 金五百円也 (同上) 良慶ヘ

(ホ) 金壹百円也 井上円成相続人ヘ

(ヘ) 金五拾円也 西脇りつヘ

(ト) 金五拾円也 水嶋みよしヘ

(チ) 金五拾円也 湯本せつへ

(リ) 金五拾円也 藤井円順相続人へ

(ヌ) 金壹千円也 慈光寺基本財産中へ

(ル) 金五百円也 東洋大学へ

(ヲ) 金貳百円也 郷里ノ小学校へ

(ワ) 金壹千五百円也 其他ノ公共、慈善事業へ

(此分配法ハ親戚親友ノ相談ニヨリテ決スベシ)

右合計金壹万円也

其他(カ) 金壹万円ヲ妻敬へ養老金トシテ贈ル

ベシ

第參項、第一項第二項ヲ除キ去リタル後残レル財産ハス

ベテ敬ノ名義ニシテ所持スベシ

但シ其現金中ヨリ相続税金(井上家)ト葬

式費用トヲ支払フベシ

其支払ノ残余ハ更ニ敬ノ意思ニテ存命中ニ

分配ノ遺言状ヲ作ルベシ

第四項、万一遺産ガ第二項ヲ支出スルニ足ラザル場合ニ

ハ遺産総額ヨリ第一項ト相続税金ト葬式費用ト

ヲ引キ去リ残余ヲ第貳項ノ分配率ニ比例シテ其

額ヲ定ムベシ

(以上四項)

遺言第參類

哲学堂ニ関スル件

第壹項、哲学堂ハ国家社会ノ恩ニ報スル為ニ經營セルモ

ノナレバ井上家ノ私有トセザル事

第貳項、哲学堂ノ財産ハ左ノ如シ

野方村及落合村ニ所有セル土地全部ト其地内ニ

建設セル家庭園ト図書館内ノ図書ト陳列所内

ノ陳列品及堂内ニテ仕用セル什器

其他、哲学堂維持金中ニ掲記セル基本財産ト預

ケ金(南船北馬第十二編以下ノ毎年ノ決算報告

若クハ公私用控帖ノ第二号ヲ見ヨ)

其他、遺産中ノ日本銀行公債(円了名義)拾株

ヲ加フルコト(旧株券)

第三項、哲学堂ノ維持ニ就キテハ左ノ二案ノ一ヲ採用ス

ベシ

(一) 第二項ノ財産全部ヲ添エテ政府へ寄附スル

コト其時ノ条件トシテ永久ニ本堂創立以來

ノ精神ト主義トヲ持續スルコトト管理者又

ハ監督者ノ中へ井上家相続人ヲ加フルコト

ヲ約定スベシ

(二) 若シ右ノ条件ノ下ニテハ政府ノ許諾ヲ得難

シトスレバ財団法人ニ組織スルコト

財団法人ノ理事ハ三名トスルコト

最初ノ理事ハ井上玄一、金子恭輔、外一

名ハ相当ノ資産アリテ篤実ナルモノ

他日財団ヲ解散スル場合ニハ国家へ寄附

スルノ目的ヲ定メ置ク事

第四項、財団法人トシタル後其財産ノミニテ維持シ難キ

場合ニハ参観料ト借地料トヲ徴収スル方法ヲ立

ツル事

(以上四項)

遺言第四類

臨時ニ関スル件

若シ天災等ニテ我々夫婦共同時ニ死去シタル場合ノ遺産

分配ヲ万一ノ為ニ追加ス

右ノ場合ニハ遺産(我々兩人所有ヲ合セ)全部ノ内

ヨリ遺言第二類第壹項ト第三項ノ但書(相続税金ト

葬式費用ノ件)ト遺言第三類各項ニ掲記セルモノヲ

除キ去リ其残余ハ左ノ割合ニテ分配スベシ(公債ト

株券トハ時価ニ照シテ金額ヲ定ムベシ)

第二類第二項(イ)ヨリ(ワ)マデ(即チ玄一へ

ヨリ其他ノ公共云々マデ)ハ前記ノ通り配当スベ

シ其配当ノ外ニ日本銀行新株ハ玄一、滋野、澄江

へ等分ニ配当スベシ

右ヲ引キ去リテ猶ホ残りタル全額ハ之ヲ十分シテ

五分ハ哲学堂ノ基本ニ加フルコト

壹分ハ玄一ノ所有トスルコト

壹分ハ滋野ノ所有トスルコト

壹分ハ澄江ノ所有トスルコト

貳分ハ公共、慈善事業ニ用フルコト

右様分配スベシ

<sup>(加筆)</sup>  
「右検認済

大正八年六月式拾五日

東京区裁判所印

裁判所書記 古島栄次郎印

東洋大学秘書課所蔵

#### 四三——東洋大学学長境野哲弔辞

(大正八年六月二二日)

井上先生が過去六十余年の生涯に於て我国の精神界思想界に成し遂げられました事業は実に偉大なるものであつたと存じます。先生は仏教革新の第一声を揚げられました新人で御座いました。困憊した当時の仏教者は之によつて新しい生命を見出したので御座いました。先生は仏教の理論的立場を闡明せられましたばかりでなく、実

實際上に於ては所謂公認教制度確立の必要を叫び政教関係の問題について、最も明確の觀念を一般の人に与へられたのであります。正しい信仰の鼓吹の一面には消極的に迷信の打破に全力を注ぎ、其の結果彼の大なる妖怪学講義となつて現はれ、其の他種々の妖怪研究の諸書となつて公にせられて居ります。又哲学の方面に於きましては世の中の人が哲学の名さへも聞いた事の稀であつたほど哲学について理解のなかつた時代に、一般社会に哲学に關する興味を喚起し、哲学の何たるを知らしめられましたことは、実に目ざましいものであつたと思ひます。斯くの如く一面精神的思想的方面の覺醒に努められますと同時に、或は本大学の創立、中学の開始、哲学堂の建設等、實際上事業上の方面に於ける独得の才幹の發揮は実に驚くべきもので御座いました。私は嘗て先生から斯ういふことを伺ひました、人は太陽の如く不斷に動かなくてはならない、太陽の輝く間、人は一生活動するのであると。先生は御言葉の如く誠に活動の御生涯であつたと存じます。

此の度先生が大連に於て突然御逝去になりましたことの第一報を手にした時は、私も誰一人として之を信ずるものは御座いませんでした。然しそれは事実であるといふことが既に明になつて参りまして疑がないとき

まりました時には、唯茫然として夢の様な心もちが致したので御座います。あの健かな先生が、今日斯様に御姿が変りまして故郷の日本に御還りにならうとは誰が思ひ設けませう、何といふ悲しいことで御座いませう。

然しながら伝へ承はります所によりますと、先生の御最後は精神的にも肉体的にも何等の苦痛もなく、極めて平安に、眠るが如く永久に此の世を退かれましたのみならず、彼の地の人々も上下挙つて哀悼の誠を致し、非常に親切に御世話を下さいまして、何等の遺憾なき行き届き方であつたと申すことであります。私は此の明治年間を通じて類例を見ないと云つても差支がないと思ひます、單なる一平民としての此偉大なる学者経世家の徳望を慕ふ多くの有志に囲まれて、最後を御告げになりました、此の状態を伝聞致しまして、せめてもの満足と致します次第で御座います。

東洋大学を代表致しまして、先生の御遺族に対し一言聊か弔辭に代へます次第で御座います。

東洋大学々長 境野 哲

『東洋哲学』第二六編第七号（大正八年八月二五日）

## 四三—二 京北中学校校長湯本武比古弔辞

〔大正八年六月二二日〕

我が名誉校長文学博士井上円了先生は本年五月支那を漫遊し其の帰途大連に寄り六月五日の夜同所の幼稚園に於ける講演中突然病を發し遺漏なき手当を受け如神の投薬を服せられしも命数の限にありけん六日午前二時四十分六十二歳を一期として遂に逝去せられたり嗚呼悲しいかな先生は哲学者なり而して哲学思想を我が國に普及せられたる大功労者なることは學者間に普く知らるゝ所なり先生又妖怪を研究して新に妖怪学と云ふを起し俗間に行はるゝ迷信の排除に努められければ妖怪博士と呼ばれ広く世人の知る所となられたり

先生は所謂民間教育家の泰斗なり明治二十年独力哲学館を設立して後進を教育し又明治三十年十月京北中学校を設立して青年者を教育し三十八年三月京北幼稚園を設立して幼児を保育しさらに小学校を設立して児童を教育せんとせられしが適々神経衰弱症に罹られしを以て之を果されざりしのみならず三十九年一月には哲学館大学京北中学校を隠退し此の両校を法人となし同時に哲学館を東洋大学と改称し尋いで京北幼稚園をも京北中学校に合

併して法人とせしめられたり

余不肖なれども明治十九年の頃より先生と相知り二十七年よりは哲学館講師となりて教育学を講じつゝありしが京北中学校創立の際先生を輔佐して微力を致し同校の教育に従事せしを以て先生隠退の際其の囑を受けて校長の職を襲ぎ以て今日に迫びたるなり先生隠退の際に於ける東洋大学の資産は実に十万五千二百四十四円八十錢五厘京北中学校及び京北幼稚園の資産は三万六千九百九拾一錢厘にしてこれ皆先生二十年來独力奔走粒々辛苦に依りて成るものなり然るを挙げて之を寄附し以て財団法人となし爾後繼かに名誉学長名誉校長の名を擁せらるゝのみにて何等其の管理上責任ある地位を有せず随ひて財団より厘毛の支給をも受けられず其の淡泊高潔なることに底常人の思量し能はざる所にして又先生の崇高なる人格を窺ふべき一端と称すべし

先生は学校に教育に於て大功労あるのみならず学校外の衆生を濟度する所謂通俗教育に於ける大恩人なり先生大学及び中学校を隠退せられたる後明治四十一年に於て修身教会と云ふを設け病後の養生を兼ねて全国各地を周遊し教育勸語の聖旨を普及するの目的を以て到る所に講演をなし我が国民教育上貢獻せられたることの頗る大なるは又朝野教育家の等しく認めて多とする所なり今次大

連に於ける其の講演中突然病の爲めに逝去せられたるは  
実に其の道の爲めに倒れられたるものと称すべきなり

今や斯の人格崇高なる大教育家を失ふ豈に独り我が校  
の爲めのみならんや実に我が帝国の爲め痛惜せざるを得  
ざるなり嗚呼悲しいかな謹みて用す

大正八年六月二十二日

京北中学校長

京北実業学校長

京北幼稚園長

湯本 武比古

『東洋哲学』第二六編第七号（大正八年八月二五日）

## 第五節 関 連

### 四四 小松宮彰仁親王書「護国愛理」扁額

（明治二九年）



東洋大学創立一〇〇年史編纂室所蔵

### 四五 円了会会則（昭和五年）

円了会々則

#### 第一章 目 的

第一条 本会ハ井上円了博士ノ学徳ヲ景慕シ、護国愛理  
精神ヲ実践シ、我国ノ文化ヲ向上セシムルヲ以テ目的  
トス。

#### 第二章 名 称

第二条 本会ハ円了会ト称ス。

#### 第三章 本 部

第三条 本会ノ本部ハ東京市小石川区原町東洋大学内ニ  
置ク。

#### 第四章 事 業

第四条 本会ハ本会ノ目的ヲ達センガ為ニ左ノ事業ヲ行  
フ。

（一）每学期哲学堂ニ集合シテ左ノ事項ヲ行フコト。

1、井上円了博士ノ墓参ヲナスコト。

2、四聖堂ニ於テ南無絶対無限尊ヲ三唱シテ井上円  
了博士ノ教外別伝ノ哲学的修養ヲ行フコト。

3、井上円了博士ノ遺著遺品等ヲ拝観スルコト。

(二)研究会、講演会等ヲ開ク事。

(三)四聖祭ニ参加スル事。

(四)毎年六月一日ヨリ五日マデノ間ニ井上円了博士ノ墓掃除ヲナス事。

(五)其他必要ト認ムル事業ヲ行フ事。

第五章 会 員

第五条 東洋大学学生ニシテ本会ノ目的ヲ賛助シ、本会ニ於テ入会申込ヲ承認シタルモノヲ会員トス、但シ本会ニ於テ適當ト認メタル場合ハ何人ニテモ入会シ得ルモノトス。

第六章 役 員

<sup>(第)</sup>第六条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク。

一、会 長 一 名

一、委 員 三 名

第七条 会長ハ本会ノ会務ヲ統監ス。

第八条 委員ハ会長ノ指揮ニ従ヒ会務ニ従事ス。

第九条 委員ノ任期ハ一学期間トシ每学期ノ終リニ次ノ委員ヲ会員中ヨリ互選ス。

第七章 会 計

第十条 本会ノ経費ハ本会役員及会員ノ支弁トス。

附 則 本会々則ハ本会ノ発展ニ伴ヒ本会ノ役員及会員ノ協議ヲ經テ適當ニ修正加除スルモノトス。

## 第二章 創設協力・援助者

### 第一節 協力・援助者

#### 四六 私立哲学館設立賛助者（明治二十四年六月）

	伯爵 山 泉 有 朋 殿	芳 川 顕 正 殿
	伯爵 後藤象次郎殿	陸 奥 宗 光 殿
	公爵 近衛篤磨殿	伯爵 勝 安 芳 殿
	伯爵 副島種臣殿	伯爵 吉 井 友 実 殿
	子爵 谷 干 城 殿	男爵 千 家 尊 福 殿
	加藤 弘 之 殿	細川 潤 二 郎 殿
西	周 殿	西 村 茂 樹 殿
何 礼 之 殿		重 野 安 繹 殿
中 村 正 直 殿		小 中 村 清 矩 殿

哲学館賛成者

#### 四七 東洋大学設立者井上円了等故寺田福寿師

靈前報告（大正七年一月二〇日）

『哲学館講義録』第三期第一二四号

（明治二十四年六月二五日）

渡 辺 国 武 殿  
金子堅太郎殿  
石 黒 忠 憲 殿  
外 山 正 一 殿  
（以下略之）

東洋大学設立者井上円了等故寺田福寿師ノ靈前ニ拝跪  
シ謹ミテ報告ス

我東洋大学ハ創立滿三十年ニ達シ先般記念会ヲ開クニ際  
シ畏レ多クモ宮内省ヨリ

特旨ヲ以テ御下賜金ノ恩命ヲ拝シタリ本大学ノ光榮何物  
カ之ニ如カン退キテ願フニ是レ先生御在世ノ当時左指右  
導内援外助ヲ与ヘラレシ結果ヲ今日ニ見タルモノト信シ  
我等此ニ墓前ニ跪キ報告ヲ兼ネ謹ミテ謝意ヲ拝陳ス

大正七年一月二十日

八月五日

礼之

東洋大学設立者 井上円了

同 学長 代理 境野 哲

同 幹事 石川義昌

同 幹事 心得 郷 白巖

同 商議員総代 鼎 義曉

同 校友会総代 田中靈牛

同 学生 総代 正影光竜

真浄寺所蔵

四九 井上円了宛三浦梧楼書簡

(明治二二年八月七日)

慈光寺所蔵

第二節 書 簡

四八 井上円了宛何礼之書簡

(明治二二年八月五日)

此程ハ御帰朝之由新紙上ニテ承知万里之鯨濤往反とも何等之魔事無之又祺台御清穆奉恭賀候陳者昨日は哲学館將來之御高見御寄送被下拝読仕候於小生ハ満口賛成之外更ニ他言無之向後微力之及フ限り応分之義務を竭し可申候委細ハ拝眉相整し可申不取敢奉覆草々頓首

井上大徳望  
侍史中

いつれ其内拝趨泰西御将来之名論をも拝叩可仕と相楽罷在候時下金石も可鑠之炎威何卒御自愛是祈

大暑之候益御勇健奉賀候就ハ今度哲学館の目的御定相成候由ニテ主意書御寄送被下篤と拝見候処至極御同感ニ有之深く賛成いたし候

今度学習院教育之義に關し奏問上裁を蒙り候者一部進呈致候条御一覽被下度其意畢竟御意見の旨趣に外ならず候右貴答旁如此也 拜具

八月七日

三浦梧楼

井上先生

慈光寺所蔵

五〇 井上円了宛外山正一書簡

(年未詳八月二六日)

哲学館へ金五円寄附致シマスカラサウ思召テ下サイマシ

八月廿六日

外山正一

井上円了様

慈光寺所蔵

五一 井上円了宛副島種臣書簡

(明治三二年十一月三日)

拝啓本日哲学館御移転式并郁文館開校式御執行ニ付小生も参向可仕様御案内欣然可拝趨含之処今朝体氣不暢ニて其儀不任所為乍残念御断申上候此段不悪御思召可給候謹言

十一月十三日

副島種臣

井上円了様

慈光寺所蔵

五二 井上円了宛新島襄書簡 (年未詳八月二九日)

過般御懇書を賜ハリ哲学館将来之目的を御示し被下候間早々御回答可仕筈之処小生事旅行中ニ有之不本意遅延ニ及候条御海函可被賜候陳者御来示之御意見拝読仕如斯も銳意大学ニ御企あるは大ニ感服仕且当時其必要を感じ居際なれば殊更其挙ニ御賛成奉申上候小生ハ常々是迄モ民間ニ義氣を抱き右様之挙に着手せし者無きを遺憾と存し居候乍去茲ニ一応之御注意を仰度事ハ折角御創立ニ可相成大学トアレハ成丈ケコスモポリタンユニヴァルシティト相成候様切望スる所ニ御座候右為貴答

八月廿九日

匆々拝具

井上円了様

侍史

新島襄

光賢寺所蔵

五三 井上円了宛安藤弘書簡

(明治三六年四月四日)

拝啓 過日書肆文明堂より「哲学館事件と倫理問題」と申す書物出版致候に付ロンドンとニューヨークとの領事館留置にて差上申候既に御入手の御事と奉存候問題ハ新

聞紙の言論ハ最早下火と相成候へども雜誌上にハ学説上の論尙現はれ申候

文部省ハ愈々専門学校令及其規程を發布相成候、此新令に依れば本科入学者ハ中学卒業生の外ハ官公立の中学にて中学卒業程度の試験検定を受けねはならぬこと、相成候に付差当り我か学館の如きは予科卒業生ハ本科生たることを得ざること、相成申候就てハ学館今後の方針にも影響を及ぼすこと(はず)に候へは御帰途中の御考慮を仰き度別紙専門学校令の切抜差上申候

サンフランシスコの仏教青年会にてハ先生の御帰朝の途次を待ち受け大演説を開き度に付桑港御立寄の有無及時日報知あり度旨水谷万岳君より申来居候ニ付確か前便にも申上候と存し候へども御諾否同君へ御一報願度為念申上候前便に申上候松本氏二年級の教育学の後任ハ適任者無く不得已八木光貫氏へ依頼致候同氏ハ一昨年卒業の文士にて史学館にて教育を講し居る人に候

右本日米国便有之候ニ付取急き御認め申候

頓首

四月四日

安藤弘拜

井上先生台下

東洋大学附属図書館所蔵